東京都公報
発行　東京都
日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

目　次　43

公　告

○監査の結果に基づき知事等が講じた措置の公表…（東京都監査委員）…1

公　告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和３年定例監査、令和４年定例監査、令和４年財政援助団体等監査、令和５年定例監査、令和５年工事監査、令和５年財政援助団体等監査及び令和５年行政監査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり公表する。

令和６年６月６日

東京都監査委員　鈴　木　章　　浩
東京都監査委員　小　山　くにひこ
東京都監査委員　茂　垣　之　　雄
東京都監査委員　松　本　正　一　郎
東京都監査委員　後　藤　靖　　子

第１　措置の概要

東京都監査委員は、各種監査等で指摘又は意見・要望をした事項について、監査後、指摘等を受けた知事等関係機関がどのような措置を行っているか報告を求め、年２回、講じた措置内容の通知を受けている。

令和６年監査結果に基づき知事等が講じた措置（第１回）は、知事等関係機関が令和５年１０月から令和６年４月までに講じた措置内容について取りまとめたものであり、措置状況は表１及び表２のとおりである。

今回は、措置対象６１４件から前回までに措置済みとなっている４５８件を差し引いた１５６件のうち、１００件（指摘：８５件、意見・要望：１５件）が改善された。残る５６件については、改善中である。

また、今回措置済みとなった案件の措置区分別件数（措置区分が複数含まれる案件について該当する措置区分を全て計上）は、表３のとおりである。

事務処理等の改善など、是正・改善措置４６件、ルール・体制の構築など、再発防止の取組１６９件、合計２１５件の改善措置が講じられた。

改善措置としては、主に次のようなものがある。

・　情報処理システムの開発及び維持管理委託について、電子情報処理要綱の特約事項を網羅した標準特記仕様書を定めるなど、契約・仕様等の見直し
・　各スポーツ関連施設におけるバリアフリー情報について、ホームページの掲載内容の定期な確認及び詳細かつ統一的な情報発信のためのマニュアル等の充実

当報告書に記載されている事例を参考に、適切な内部統制の構築と運用に取り組み、全庁共通して発生し得る課題や、繰り返し起こり得る問題点について、実効性のある再発防止策が講じられることを期待する。

また、知事等関係機関が講じた措置内容を公表することにより、都事業に対する都民の理解促進に寄与することができれば幸いである。

（表１）措置状況

（単位：件）

監査実施年	監査種別	監査実施期間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善中 A-(B+C)
令和3年	定例監査	令和3.1.12～令和4.1.27	指　摘	70	70	—	—
			意見・要望	4	2	2	—
			計	74	72	2	—
	工事監査	令和3.1.12～令和4.1.20	指　摘	27	27	—	—
			意見・要望	4	4	—	—
			計	31	31	—	—
	公営企業各会計決算審査	令和3.6.1～令和3.9.7	指　摘	2	2	—	—
			意見・要望	2	2	—	—
			計	4	4	—	—
	各会計歳入歳出決算審査	令和3.7.9～令和3.9.7	指　摘	18	18	—	—
			意見・要望	—	—	—	—
			計	18	18	—	—
	小計		指　摘	117	117	—	—
			意見・要望	10	8	2	—
			計	127	125	2	—
令和4年	定例監査	令和4.1.6～令和4.9.6	指　摘	92	87	3	2
			意見・要望	3	2	1	—
			計	95	89	4	2
	工事監査	令和4.1.11～令和5.1.12	指　摘	27	27	—	—
			意見・要望	1	1	—	—
			計	28	28	—	—
	公営企業各会計決算審査	令和4.6.1～令和4.9.6	指　摘	3	3	—	—
			意見・要望	—	—	—	—
			計	3	3	—	—
	各会計歳入歳出決算審査	令和4.7.11～令和4.9.6	指　摘	25	25	—	—
			意見・要望	—	—	—	—
			計	25	25	—	—
	財政援助団体等監査	令和4.9.5～令和5.2.3	指　摘	50	48	1	1
			意見・要望	8	7	1	—
			計	58	55	2	1
	行政監査	令和3.12.20～令和5.2.10	指　摘	12	12	—	—
			意見・要望	—	—	—	—
			計	12	12	—	—
	小計		指　摘	209	202	4	3
			意見・要望	12	10	2	—
			計	221	212	6	3
令和5年	定例監査	令和5.1.6～令和5.9.7	指　摘	116	85	22	9
			意見・要望	2	1	—	1
			計	118	86	22	10
	工事監査	令和5.1.10～令和6.1.11	指　摘	24	—	24	—
			意見・要望	3	—	3	—
			計	27	—	27	—
	公営企業各会計決算審査	令和5.6.1～令和5.9.7	指　摘	3	3	—	—
			意見・要望	—	—	—	—
			計	3	3	—	—
	各会計歳入歳出決算審査	令和5.7.10～令和5.9.7	指　摘	32	32	—	—
			意見・要望	—	—	—	—
			計	32	32	—	—
	財政援助団体等監査	令和5.9.4～令和6.2.1	指　摘	48	—	23	25
			意見・要望	2	—	2	—
			計	50	—	25	25
	行政監査	令和5.9.4～令和6.2.1	指　摘	20	—	12	8
			意見・要望	16	—	6	10
			計	36	—	18	18
	小計		指　摘	243	120	81	42
			意見・要望	23	1	11	11
			計	266	121	92	53
合　計			指　摘	569	439	85	45
			意見・要望	45	19	15	11
			計	614	458	100	56

（表２）各実施年の監査の改善率

（単位：件、%）

監査実施年	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回措置対象 C	今回通知 D	改善率 (B+D)/A×100	改善中 C-D
令和3年	指　摘	117	117	—	—	100	—
	意見・要望	10	8	2	2	100	—
	計	127	125	2	2	100	—
令和4年	指　摘	209	202	7	4	98.6	3
	意見・要望	12	10	2	2	100	—
	計	221	212	9	6	98.6	3
令和5年	指　摘	243	120	123	81	82.7	42
	意見・要望	23	1	22	11	52.2	11
	計	266	121	145	92	80.1	53

（表３）監査種別ごとの措置区分別件数

（単位：件）

措置区分＼監査種別		令和３年	令和４年		令和５年				計
		定例	定例	財政援助団体等	定例	工事	財政援助団体等	行政	
1 是正・改善措置	ア　返還・戻入等	－	－	－	1	－	4	－	5
		－	－	－	1	－	4	－	5
	イ　財産・物品管理	－	2	－	4	2	1	2	11
		－	2	－	4	5	1	4	16
	ウ　会計処理	－	－	－	1	－	－	－	1
		－	－	－	1	－	1	－	2
	エ　事務処理等	－	－	－	4	－	－	10	14
		2	－	－	5	1	1	14	23
	小計	－	2	－	10	2	5	12	31
		2	2	－	11	6	7	18	46
2 再発防止の取組	ア　要綱等の制定・改正	1	1	－	1	3	3	－	9
		1	2	－	1	3	3	－	10
	イ　契約・仕様等の見直し	－	1	2	7	2	5	1	18
		－	2	2	10	3	8	1	26
	ウ　ルール・体制の構築	1	－	－	4	12	6	4	27
		2	3	1	11	21	14	10	62
	エ　研修等の実施	－	－	－	－	8	6	1	15
		1	－	1	15	27	20	7	71
	小計	2	2	2	12	25	20	6	69
		4	7	4	37	54	45	18	169
合　計		2	4	2	22	27	25	18	100
		6	9	4	48	60	52	36	215

（注１）措置区分の具体的事項は、別注のとおり

（注２）上段（網掛あり）：措置区分のうち主なものを一つ選定した場合の数値

下段（網掛なし）：措置区分が複数含まれるものを全て選定した場合の数値

（別注）措置区分の具体的事項

措置区分	主な事項
1　是正・改善措置	
ア　返還・戻入等	過大交付した補助金、過大支出した契約代金等が返還されたもの 都税、使用料等の債権を追加徴収したもの
イ　財産・物品管理	土地・建物、物品等の管理状況を改善したもの 土地・建物、物品等の占用・使用許可手続を是正したもの 工作物、設備、物品等を修理・交換したもの
ウ　会計処理	決算関係書類の計数を修正したもの 財産に関する調書への登載誤りを修正したもの 調定登録されていなかった歳入を適正に処理したもの 科目又は年度を誤って歳出処理したものを是正したもの
エ　事務処理等	法令等に基づいた事務手続に是正したもの 契約中の工事、事業内容等を是正したもの マニュアル等に基づいた債権管理を行うよう是正したもの 事務処理等をより効果的・効率的な内容に改善したもの
2　再発防止の取組	
ア　要綱等の制定・改正	要綱、指針、基準等を新たに制定・改正したもの
イ　契約・仕様等の見直し	関連又は類似の契約に係る工事、事業内容等を是正したもの 特記仕様書等への記載事項を見直したもの 報告書等の様式を改めたもの
ウ　ルール・体制の構築	事務処理ルール、マニュアル等を改善又は新たに構築したもの 委員会、プロジェクトチーム等を新たに設置したもの 情報共有・チェック機能を強化したもの
エ　研修等の実施	関係職員に対し研修を実施したもの 関係職員を既存の研修に参加させたもの 会議、通知等により監査結果を周知し、再発防止を注意喚起したもの

1　主な措置事例

都立高校の屋上・壁面の緑化について、事業計画や契約の見直しを行ったもの

p.22　教育庁　No.6（令和４年定例監査）

意見・要望の概要

都立高等学校は、計画に基づき屋上・壁面の緑化を行っている。

しかしながら、施策開始から１０年以上経過した現在、一部の学校において、生育不良や枯損等の課題が浮き彫りになっており、各学校の現状把握や課題の整理、事業見直し等の検証が十分に行われていない状況が認められた。

そこで、各学校の現状について検証を行った上で、事業計画や緑化維持管理委託契約の見直し等の検討を行うことを要望した。

措置の概要

庁は、各学校の現状について検証し、自然条件等を原因とする生育不良や枯損等のあった学校については、事業計画を見直すこととした。

また、緑化維持管理委託契約における仕様書に、生育状況に応じた作業工程表を追加するなどの改善を行った。加えて、水やり装置の不具合解消や暑さに耐性のある植物による補植等を行った結果、植栽の良好な生育が確認できている。今後も、維持管理委託の適切な履行確認や、枯損への対応を速やかに実施することで、緑化事業の適切な実施を徹底していくこととした。

ナラ枯れに対し、対応方法を定め計画的・効率的に対処を行うこととしたもの

p.29～30　建設局　No.17～20（令和５年定例監査）

指摘の概要

建設局は、ナラ枯れ（虫が媒介する菌により樹木が枯死すること）による都立公園等の樹木の被害を防止するため、対策を行っている。

しかしながら、①ナラ枯れの被害状況を把握し、対処内容を定めた上で、都立公園等の管理を行う指定管理者へ指示するなどの対応を行っていない。②各公園等において漏れなく被害木の対処を行っているか確認できない。③ナラ枯れの被害予測を行った上で計画伐採本数を定める等、経済的な対処を行っていない。といった状況が認められた。

そこで、倒木などから公園等の利用者の安全を確保するため、具体的な方針を決定し、経済的に対処するよう求めた。

措置の概要

局は、被害状況及び対処すべき危険木の調査を実施した。その上で、被害木の分類に応じた優先順位や対応方法を定め、指定管理者等に指示するとともに、今後、危険木に対する対処状況の調査を年４回実施し、状況を確認するとした。

また、被害増加率を算出し、被害拡大予測等をすることにより、計画伐採本数を定めるとした。被害木を伐採する際は、利用者の安全確保に努めながら、周辺の伐採対象木とともにまとめて実施するなど、計画的・効率的に対処することとした。

庁舎の受水槽について、設計変更及び工事により耐震性能を是正したもの

p.46　東京消防庁　No.47（令和５年工事監査）

指摘の概要

東京消防庁は、消防署出張所庁舎の改築に伴い給排水衛生設備の工事を行っている。

東京消防庁庁舎等設計標準では、庁舎用の受水槽を含む給排水設備は、防災機関として重要設備とされていることから、建物の上層階の受水槽について耐震設計に用いる設計用水平震度（設計に用いる地震の強さを表す係数で、設備機器を設置する地域や階高の影響を考慮したもの）は２．０と定められている。

しかしながら、受水槽の設計図書では、一般的な受水槽に用いられる設計用水平震度１．５で耐震設計を行っていた。

そこで、庁に対し受水槽の耐震設計を適正に行うよう求めた。

措置の概要

庁は、再工事等により、受水槽の耐震性能を是正した。

また、今後は、設計発注時に、重要設備における耐震設計の基準を明記することとした。

加えて、工事監査検討会を開催し、指摘内容及び再発防止の取組について関係職員に周知した。

予定価格算定時に単価設定が適正に行われるよう、システムによる注意喚起等の改善を行ったもの

p.50　下水道局　No.53（令和５年工事監査）

指摘の概要

下水道局は、ポンプ所設備の再構築に伴う建設及び耐震補強工事を行っている。

当該工事に伴い発生するコンクリート塊の処分に係る運搬費について、３社の見積りを平均した価格によって、予定価格積算時の単価を設定していた。

しかしながら、そのうち１社の見積りを誤って１０倍の金額として平均値の算出を行っていたため、予定価格の積算が過大なものとなっていた。

そこで、見積書による単価設定を適正に行うよう求めた。

措置の概要

局は、見積りの平均値を算出する表において、単価の異常値が入力された際に、システムで注意喚起を表示するよう改善した。

また、積算時に用いるチェックリストに、見積書の単価と平均値算出用の単価が一致していることを確認する項目を新たに追加した。

加えて、研修の開催や各会議を通じて、指摘内容及び予定価格の積算誤りが及ぼす影響等について周知した。

標準特記仕様書を制定し、秘密保持などの特約事項を漏れなく定めたもの

p.59　公益財団法人東京都都市づくり公社　No.66（令和５年財政援助団体等監査）

指摘の概要

公益財団法人東京都都市づくり公社の電子情報処理要綱では、法人における情報処理システムの開発及び維持管理を委託する場合には、①秘密の保持、②目的外使用の禁止、③委託処理により生じたものの権利の帰属、④記録媒体及び記録物の保存の方法・期間、⑤電子情報処理システムを用いた電子情報に関する処理条件の５つの事項をすべて特約しなければならないと定められている。

しかしながら、契約に係る状況を確認したところ、要綱で定める５つの特約事項全てを仕様書に定めた委託契約は認められなかった。

そこで、法人に対し、電子情報処理委託契約の仕様書に特約事項を適正に定めるよう求めた。

措置の概要

法人は、電子情報処理委託契約を行う際の標準的な仕様書として、５つの特約事項全てを網羅した標準特記仕様書を定め、今後契約する電子情報処理委託案件については、これを適用することとした。

また、電子情報処理委託契約を行う際の事前協議先を追加して、今後は、複数部署で確認を行うこととした。

ホームページで発信しているバリアフリー情報を、正確な情報に改めたもの

p.68　有明テニス・マネージメントチーム、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ、生活文化スポーツ局　No.83、84（令和５年行政監査）

指摘及び意見・要望の概要

生活文化スポーツ局及び指定管理者は、ホームページ等により、各スポーツ関連施設のバリアフリー情報を発信している。

しかしながら、当該ホームページに登録されているバリアフリー情報が実態と一致していない状況や、掲載内容の正確性、統一性が十分でなく、利用者の誤解を招くおそれがあることが認められた。

そこで、利用者が施設のバリアフリー状況を正しく把握できるよう情報発信することを求めた。

措置の概要

指定管理者は、ホームページのバリアフリー情報について施設の実態と一致するように修正した。今後、バリアフリー情報と実態との間に相違がないか定期的に確認し、施設の改修工事や修繕等により状況に変更があった際にも、速やかな情報更新を行うこととした。

また、局は、詳細かつ統一的なバリアフリー情報の登録が可能となるよう、ホームページ入力マニュアル等を充実させた。

第２　通知の内容

監査結果に基づき、今回、知事等から受けた措置通知の一覧は表４（監査種別）及び表５（指摘区分別）のとおりであり、表４及び表５の頁欄記載のページに、監査結果の要約及び講じた措置の概要を掲載している。

なお、表４、表５及び個別の概要にある「事項」のうち意見・要望事項には「※」を付けている。

また、表４、表５及び個別の概要にある「措置区分」は、５ページ別注の番号記号に対応しており、措置区分のうち主なものには「◎」を、その他、該当するものには「○」を付けている。

さらに、措置区分が2(再発防止の取組)にのみ該当するものについては、指摘事項、意見・要望事項に係る契約等は既に終了しているため、今後、同一又は類似の事業、工事等を実施する際の再発防止策を講じたものである。

（表４）措置通知一覧（監査種別）

番号	対象局（団体）	事　項	措置区分								頁
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
令和３年定例監査											
1	財務局	※著作権の取得価格の考え方について				○	◎		○	○	17
2	会計管理局	※著作権の取得価格の考え方及び資産計上について				○			◎		18
令和４年定例監査											
3	住宅政策本部	（移管予定施設の管理の適正化について）移管予定施設について速やかに移管を進めるべきもの		◎			○		○		19
4	産業労働局	スタートアップ実証実験促進事業運営業務委託について履行を適切に確認し履行に応じた支払を行うべきもの						◎			20
5	中央卸売市場	消防設備の不良箇所への是正対応を適切に行うべきもの		◎					○		21
6	教育庁	※都立学校の屋上・壁面緑化について					◎	○	○		22
令和４年財政援助団体等監査											
7	都市整備局（株式会社多摩ニュータウン開発センター）	※総合評価方式による契約及び特定契約の取扱いについて						◎	○		23
8	教育庁（公益財団法人東京学校支援機構）	（委託料に係る概算払について）適時適切な資金交付を行うべきもの						◎		○	24
令和５年定例監査											
9	都市整備局	(単価契約工事について)(測量委託について)適正な工種により実施すべきもの					◎			○	25
10	福祉局	医事業務等委託契約における事業評価を適正に実施すべきもの				◎				○	25
11	福祉局	委託契約における仕様書の予定数量の算定を適切に行うべきもの						◎		○	26
12	保健医療局	徴収事務委託に係る調定額等の登録を適正に行うよう見直すべきもの			◎	○				○	26
13	産業労働局	警備保安委託の仕様内容を改めるとともに履行確認を適正に行うべきもの						◎		○	27
14	産業労働局	建築物の環境衛生上の維持管理を適正に行うべきもの		◎				○	○	○	27
15	産業労働局	(樹木等の管理について)都有財産である樹木等について数量管理等を実施すべきもの		◎					○	○	28
16	産業労働局	製造年から10年を経過した消火器について適正に対応すべきもの		◎				○	○	○	28

番号	対象局（団体）	事　項	措置区分 1 ア	1 イ	1 ウ	1 エ	2 ア	2 イ	2 ウ	2 エ	頁
17	建設局	(都立公園等におけるナラ枯れ対策について)利用者の安全を確保するため行うべき対処内容を指定管理者等に指示すべきもの							◎	○	29
18	建設局	(都立公園等におけるナラ枯れ対策について)各公園等の管理者が漏れなくナラ枯れ被害木の対処を行っていることを確認すべきもの							◎		29
19	建設局	(都立公園等におけるナラ枯れ対策について)被害予測に基づきナラ枯れ対策を行い経済的に安全を確保すべきもの							◎		30
20	建設局	(都立公園等におけるナラ枯れ対策について)公園等の管理者に対し最低限行うべきナラ枯れの拡大防止策を具体的に指示すべきもの							◎		30
21	建設局	廃棄物の運搬・処分を行うに当たり許可を受けた者に自ら委託すべきもの						◎		○	31
22	交通局	ホームドア更新契約に係る遅延違約金を適正に計算すべきもの	◎						○	○	31
23	交通局	(施設維持管理業務委託における受託者及び再委託先の管理について)守秘義務についてセキュリティ対策上厳格な管理を行うべきもの						◎		○	32
24	交通局	土木設計委託における単価設定の在り方について見直すべきもの						◎		○	33
25	教育庁	(情報セキュリティ対策について)外部記憶媒体の管理簿等を適切に運用すべきもの				◎			○	○	34
26	教育庁	(通学路交通誘導警備業務委託について)確実な履行を担保するための態勢を整えるべきもの						◎			35
27	教育庁	(通学路交通誘導警備業務委託について)業務従事者の把握を適切に行えるよう改めるべきもの						◎			35
28	教育庁	(CALL教室等の管理について)インターネット接続契約における手続を適切に行うべきもの				◎			○	○	36
29	教育庁	(教育財産の目的外使用許可について)使用料の減額手続を適切に行うべきもの				◎			○		37
30	教育庁	(教育財産の目的外使用許可について)食堂等の運営に関する協定書の内容を遵守させるとともに必要に応じて見直すべきもの		◎				○			37
令和５年工事監査											
31	生活文化スポーツ局	※指針等と異なる設計を行う場合の検証について		○					◎	○	38
32	環境局	急傾斜地崩壊防止工事における諸経費の積算を適正に行うべきもの							◎	○	38
33	福祉局	地下構造物の解体に伴う安全対策を適切に行うべきもの							◎	○	39
34	産業労働局	林道工事における諸経費の積算を適正に行うべきもの					◎			○	39
35	産業労働局	鉄筋組立ての施工管理を適切に行うべきもの		○			◎			○	40
36	中央卸売市場	現場労働者の法定福利費及び下請経費の積算を適正に行うべきもの							◎	○	40
37	中央卸売市場	外壁改修に用いる足場下部の養生費等に係る単価設定を適正に行うべきもの							◎	○	41
38	建設局	鉄筋コンクリート構造物の設計を適正に行うべきもの		◎						○	41
39	建設局	公園改修工事における積算を適正に行うべきもの							◎	○	42
40	建設局	昇降機設備工事における諸経費の積算を適正に行うべきもの							◎	○	42
41	建設局	諸経費の算定における積算工期の設定を適正に行うべきもの							◎	○	43
42	建設局	大型標識柱を含む工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの							◎	○	43
43	建設局	木造建築物における接合部の施工管理について受注者を適正・適切に指導・監督すべきもの		◎					○	○	44
44	港湾局	※港湾工事設計単価表の適用条件について					◎			○	45
45	港湾局	鋼材等の有価物売却費の積算を適正に行うべきもの							◎	○	45
46	港湾局	照明設備を含む土木工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの							◎	○	46
47	東京消防庁	受水槽の耐震設計を適正に行うべきもの		○		○		◎		○	46

番号	対象局（団体）	事　項	措置区分 1 ア	1 イ	1 ウ	1 エ	2 ア	2 イ	2 ウ	2 エ	頁
48	東京消防庁	設計及び施工における環境物品等調達方針に基づく取組を適正に行うべきもの						◎	○	○	47
49	交通局	空調設備等工事の積算を適正に行うべきもの							○	◎	47
50	水道局	※配水本管布設替工事における不断水工法の積算方法について						○		◎	48
51	水道局	施工条件に基づく計画書の作成及び変更協議を適切に行うべきもの							○	◎	49
52	水道局	道路占用（変更）申請を適切に行うべきもの							○	◎	50
53	下水道局	(見積りによる単価設定及び設計変更について)見積書による単価設定を適正に行うべきもの							○	◎	50
54	下水道局	(見積りによる単価設定及び設計変更について)入札制度の趣旨を踏まえ、設計変更の取扱いを適正に行うべきもの							○	◎	51
55	下水道局	有料道路利用料に係る諸経費の積算を適正に行うべきもの							○	◎	51
56	下水道局	起工前の関係法令に関する手続及び設計条件の設定を適正に行うべきもの							○	◎	52
57	教育庁	土壌汚染調査委託料の積算を適正に行うべきもの						◎		○	52
令和５年財政援助団体等監査											
58	生活文化スポーツ局（学校法人三育学院）	授業料減免に係る私立学校経常費補助金を返還すべきもの	◎						○		53
59	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	支援業務の実態に合わせ適正な契約を締結すべきもの						◎		○	54
60	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	産業廃棄物を適正に処分すべきもの								◎	54
61	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	耐震化工事の実施に当たり天井の落下防止等に必要な施工内容を確認すべきもの								◎	55
62	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	契約事務を財務規程の趣旨に沿って行うべきもの								◎	56
63	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	（ネットワーク整備工事について）契約の目的に沿って履行されるよう仕様書の内容を明確に記載すべきもの								◎	57
64	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	（ネットワーク整備工事について）契約事務の趣旨に沿った手順でネットワーク整備工事を行うべきもの								◎	58
65	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	ミュージアムショップ等の運営を効率的に行うべきもの								◎	58
66	都市整備局（公益財団法人東京都都市づくり公社）	電子情報処理委託契約の仕様書に特約事項を適正に定めるべきもの						◎	○		59
67	都市整備局（公益財団法人東京都都市づくり公社）	委託業務における部分払を適正に行うべきもの							◎	○	60
68	都市整備局（公益財団法人東京都都市づくり公社）	※事業用地の管理に係る工事の指示について							◎	○	60
69	福祉局（社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会）	補助金を返還すべきもの（東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設））（ア）	◎						○	○	61
70	福祉局（社会福祉法人南東北福祉事業団）	補助金を返還すべきもの（東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設））（イ）	◎						○	○	61
71	福祉局（社会福祉法人東京都社会福祉事業団）	空調機改修等工事契約を適正に行うべきもの						◎	○	○	61
72	福祉局（社会福祉法人東京都社会福祉事業団）	清掃業務委託契約に係る仕様書の作成を適切に行うべきもの						◎	○	○	62
73	福祉局（社会福祉法人東京都社会福祉事業団）	概算契約に係る事務手続を適正に行うべきもの							◎	○	62
74	福祉局（社会福祉法人東京都社会福祉事業団）	※検査試薬資材の買入れに係る概算契約について						◎		○	63
75	福祉局（社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会）	適切な契約事務を継続的に行うべきもの						○	◎	○	63
76	福祉局（社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会）	供用物品に係る手続及び管理を適正に行うべきもの		◎	○			○		○	64

番号	対象局（団体）	事　項	措置区分 1 ア	1 イ	1 ウ	1 エ	2 ア	2 イ	2 ウ	2 エ	頁
77	産業労働局（公益財団法人東京観光財団）	企画提案方式で採用された企画を委託契約の特記仕様書に定めるべきもの				○	◎	○		○	64
78	産業労働局（公益財団法人東京観光財団）	補助事業の審査に当たり補助目的に沿った設置基準を定めるべきもの					◎		○		65
79	産業労働局（公益財団法人東京観光財団）	（東京観光財団補助金について）補助金を返還すべきもの	◎						○	○	65
80	産業労働局（公益財団法人東京観光財団）	（東京観光財団補助金について）会計処理を適正に行うべきもの							◎		65
81	産業労働局（株式会社東京ビッグサイト）	設備改修等に係る契約変更を適切に行うべきもの							◎	○	66
82	教育庁（文化財保存事業費補助金交付４団体）	補助金交付要綱において補助対象経費に含まれる消費税等の取扱いを適正に定めるべきもの					◎				67
令和５年行政監査											
83	生活文化スポーツ局（有明テニス・マネージメントチーム、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ）	（ホームページのバリアフリー情報について）障スポ・ナビのバリアフリー情報を正確に登録すべきもの				◎			○		68
84	生活文化スポーツ局（有明テニス・マネージメントチーム、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ）	※（ホームページのバリアフリー情報について）障スポ・ナビの登録に係るマニュアル等の充実について				◎			○		68
85	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ）	※東京武道館のホームページについて				◎			○		69
86	生活文化スポーツ局（有明テニス・マネージメントチーム、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ）	※窓口における聴覚障害者への対応について				◎			○		70
87	生活文化スポーツ局（有明テニス・マネージメントチーム、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ）	一時滞在施設の運営計画を適切に整備すべきもの				◎				○	71
88	生活文化スポーツ局（有明テニス・マネージメントチーム、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ）	事業所防災計画を適切に策定し遵守すべきもの				◎				○	71
89	住宅政策本部（東京都住宅供給公社）	問合せ等への対応の進捗管理を遺漏なく行うべきもの				○			◎	○	72
90	住宅政策本部（東京都住宅供給公社）	（都営住宅敷地内の遊具点検について）定期点検で不具合が認められた遊具について仕様書に基づき適切に対応すべきもの				◎			○		73
91	住宅政策本部（東京都住宅供給公社）	（都営住宅敷地内の遊具点検について）定期点検の結果が使用不可である遊具について使用禁止処置を講じるべきもの		○				◎			73
92	住宅政策本部（東京都住宅供給公社）	（都営住宅敷地内の遊具点検について）定期点検の結果を有効活用し、巡回管理人による日常点検を適切かつ効果的に行うべきもの				○			◎		74
93	住宅政策本部（東京都住宅供給公社）	長期化している不適正利用案件について、対応方針を決定し、計画的に取り組むべきもの				○			◎	○	75
94	住宅政策本部（東京都住宅供給公社）	放置二輪車の廃棄手続を適正に行うべきもの				○			◎		76
95	住宅政策本部（東京都住宅供給公社）	都営住宅の外観点検及び修繕を適切に行うべきもの		○						◎	77
96	産業労働局（公益財団法人東京都中小企業振興公社）	※台東館における無料Wi-Fiサービスについて		◎							77
97	産業労働局（公益財団法人東京都中小企業振興公社）	浜松町館の一時滞在施設の運営計画を適切に整備するべきもの		◎					○		77
98	産業労働局（公益財団法人東京都中小企業振興公社）	台東館の災害対策上、重要な情報の記載を図るべきもの				◎					78
99	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	※東京都霊園のホームページ掲載情報について				◎				○	78
100	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	※東京都霊園における授乳室について				◎				○	78

（表５）措置通知一覧（指摘区分別）

番号	対象局（団体）	監査種別	事　項	措置区分 1 ア	1 イ	1 ウ	1 エ	2 ア	2 イ	2 ウ	2 エ	頁
【会計処理（歳入）】												
12	保健医療局	5定例	徴収事務委託に係る調定額等の登録を適正に行うよう見直すべきもの			◎	○				○	26
【歳入（その他）】												
22	交通局	5定例	ホームドア更新契約に係る遅延違約金を適正に計算すべきもの	◎						○	○	31
【契約（仕様・積算）】												
11	福祉局	5定例	委託契約における仕様書の予定数量の算定を適切に行うべきもの						◎		○	26
13	産業労働局	5定例	警備保安委託の仕様内容を改めるとともに履行確認を適正に行うべきもの						◎		○	27
63	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	5財援	（ネットワーク整備工事について）契約の目的に沿って履行されるよう仕様書の内容を明確に記載すべきもの								◎	57
66	都市整備局（公益財団法人東京都都市づくり公社）	5財援	電子情報処理委託契約の仕様書に特約事項を適正に定めるべきもの						◎	○		59
72	福祉局（社会福祉法人東京都社会福祉事業団）	5財援	清掃業務委託契約に係る仕様書の作成を適切に行うべきもの						◎	○	○	62
【契約（履行確認）】												
4	産業労働局	4定例	スタートアップ実証実験促進事業運営業務委託について履行を適切に確認し履行に応じた支払を行うべきもの						◎			20
71	福祉局（社会福祉法人東京都社会福祉事業団）	5財援	空調機改修等工事契約を適正に行うべきもの						◎	○	○	61
【契約（その他）】												
5	中央卸売市場	4定例	消防設備の不良箇所への是正対応を適切に行うべきもの		◎					○		21
6	教育庁	4定例	※都立学校の屋上・壁面緑化について					◎	○	○		22
7	都市整備局（株式会社多摩ニュータウン開発センター）	4財援	※総合評価方式による契約及び特定契約の取扱いについて						◎	○		23
9	都市整備局	5定例	（単価契約工事について）（測量委託について）適正な工種により実施すべきもの					◎			○	25
10	福祉局	5定例	医事業務等委託契約における事業評価を適正に実施すべきもの				◎				○	25
14	産業労働局	5定例	建築物の環境衛生上の維持管理を適正に行うべきもの		◎				○	○	○	27
17	建設局	5定例	（都立公園等におけるナラ枯れ対策について）利用者の安全を確保するため行うべき対処内容を指定管理者等に指示すべきもの							◎	○	29
18	建設局	5定例	（都立公園等におけるナラ枯れ対策について）各公園等の管理者が漏れなくナラ枯れ被害木の対処を行っていることを確認すべきもの							◎		29
19	建設局	5定例	（都立公園等におけるナラ枯れ対策について）被害予測に基づきナラ枯れ対策を行い経済的に安全を確保すべきもの							◎		30
20	建設局	5定例	（都立公園等におけるナラ枯れ対策について）公園等の管理者に対し最低限行うべきナラ枯れの拡大防止策を具体的に指示すべきもの							◎		30
21	建設局	5定例	廃棄物の運搬・処分を行うに当たり許可を受けた者に自ら委託すべきもの						◎		○	31
23	交通局	5定例	（施設維持管理業務委託における受託者及び再委託先の管理について）守秘義務についてセキュリティ対策上厳格な管理を行うべきもの						◎		○	32
24	交通局	5定例	土木設計委託における単価設定の在り方について見直すべきもの						◎		○	33
26	教育庁	5定例	（通学路交通誘導警備業務委託について）確実な履行を担保するための態勢を整えるべきもの						◎			35
27	教育庁	5定例	（通学路交通誘導警備業務委託について）業務従事者の把握を適切に行えるよう改めるべきもの						◎			35

番号	対象局（団体）	監査種別	事　項	措置区分 1 ア	1 イ	1 ウ	1 エ	2 ア	2 イ	2 ウ	2 エ	頁
28	教育庁	5定例	(CALL教室等の管理について)インターネット接続契約における手続を適切に行うべきもの				◎			○	○	36
59	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	5財援	支援業務の実態に合わせ適正な契約を締結すべきもの						◎		○	54
60	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	5財援	産業廃棄物を適正に処分すべきもの								◎	54
61	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	5財援	耐震化工事の実施に当たり天井の落下防止等に必要な施工内容を確認すべきもの								◎	55
62	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	5財援	契約事務を財務規程の趣旨に沿って行うべきもの								◎	56
64	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	5財援	（ネットワーク整備工事について）契約事務の趣旨に沿った手順でネットワーク整備工事を行うべきもの								◎	58
65	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	5財援	ミュージアムショップ等の運営を効率的に行うべきもの								◎	58
67	都市整備局（公益財団法人東京都都市づくり公社）	5財援	委託業務における部分払を適正に行うべきもの							◎	○	60
68	都市整備局（公益財団法人東京都都市づくり公社）	5財援	※事業用地の管理に係る工事の指示について							◎	○	60
73	福祉局（社会福祉法人東京都社会福祉事業団）	5財援	概算契約に係る事務手続を適正に行うべきもの							◎	○	62
74	福祉局（社会福祉法人東京都社会福祉事業団）	5財援	※検査試薬資材の買入れに係る概算契約について						◎		○	63
75	福祉局（社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会）	5財援	適切な契約事務を継続的に行うべきもの						○	◎	○	63
77	産業労働局（公益財団法人東京観光財団）	5財援	企画提案方式で採用された企画を委託契約の特記仕様書に定めるべきもの				○	◎	○		○	64
81	産業労働局（株式会社東京ビッグサイト）	5財援	設備改修等に係る契約変更を適切に行うべきもの							◎	○	66
90	住宅政策本部（東京都住宅供給公社）	5行政	（都営住宅敷地内の遊具点検について）定期点検で不具合が認められた遊具について仕様書に基づき適切に対応すべきもの				◎			○		73
91	住宅政策本部（東京都住宅供給公社）	5行政	（都営住宅敷地内の遊具点検について）定期点検の結果が使用不可である遊具について使用禁止処置を講じるべきもの		○				◎			73
92	住宅政策本部（東京都住宅供給公社）	5行政	（都営住宅敷地内の遊具点検について）定期点検の結果を有効活用し、巡回管理人による日常点検を適切かつ効果的に行うべきもの				○			◎		74
【会計処理（支出）】												
8	教育庁（公益財団法人東京学校支援機構）	4財援	（委託料に係る概算払について）適時適切な資金交付を行うべきもの						◎		○	24
80	産業労働局（公益財団法人東京観光財団）	5財援	（東京観光財団補助金について）会計処理を適正に行うべきもの							◎		65
【補助金等】												
58	生活文化スポーツ局（学校法人三育学院）	5財援	授業料減免に係る私立学校経常費補助金を返還すべきもの	◎						○		53
69	福祉局（社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会）	5財援	補助金を返還すべきもの（東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設））（ア）	◎						○	○	61
70	福祉局（社会福祉法人南東北福祉事業団）	5財援	補助金を返還すべきもの（東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設））（イ）	◎						○	○	61
78	産業労働局（公益財団法人東京観光財団）	5財援	補助事業の審査に当たり補助目的に沿った設置基準を定めるべきもの					◎		○		65
79	産業労働局（公益財団法人東京観光財団）	5財援	（東京観光財団補助金について）補助金を返還すべきもの	◎						○	○	65
82	教育庁（文化財保存事業費補助金交付４団体）	5財援	補助金交付要綱において補助対象経費に含まれる消費税等の取扱いを適正に定めるべきもの					◎				67
【財産管理】												
1	財務局	3定例	※著作権の取得価格の考え方について				○	◎		○	○	17
3	住宅政策本部	4定例	（移管予定施設の管理の適正化について）移管予定施設について速やかに移管を進めるべきもの		◎			○		○		19

番号	対象局（団体）	監査種別	事　項	措置区分 1 ア	1 イ	1 ウ	1 エ	2 ア	2 イ	2 ウ	2 エ	頁
15	産業労働局	5定例	(樹木等の管理について)都有財産である樹木等について数量管理等を実施すべきもの		◎					○	○	28
29	教育庁	5定例	(教育財産の目的外使用許可について)使用料の減額手続を適切に行うべきもの				◎			○		37
30	教育庁	5定例	(教育財産の目的外使用許可について)食堂等の運営に関する協定書の内容を遵守させるとともに必要に応じて見直すべきもの		◎				○			37
93	住宅政策本部（東京都住宅供給公社）	5行政	長期化している不適正利用案件について、対応方針を決定し、計画的に取り組むべきもの				○			◎	○	75
94	住宅政策本部（東京都住宅供給公社）	5行政	放置二輪車の廃棄手続を適正に行うべきもの				○			◎		76
95	住宅政策本部（東京都住宅供給公社）	5行政	都営住宅の外観点検及び修繕を適切に行うべきもの		○						◎	77
【物品管理】												
76	福祉局（社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会）	5財援	供用物品に係る手続及び管理を適正に行うべきもの		◎	○			○		○	64
96	産業労働局（公益財団法人東京都中小企業振興公社）	5行政	※台東館における無料Wi-Fiサービスについて		◎							77
【設計】												
31	生活文化スポーツ局	5工事	※指針等と異なる設計を行う場合の検証について		○					◎	○	38
38	建設局	5工事	鉄筋コンクリート構造物の設計を適正に行うべきもの		◎						○	41
47	東京消防庁	5工事	受水槽の耐震設計を適正に行うべきもの		○		○		◎		○	46
【積算（単価設定）】												
36	中央卸売市場	5工事	現場労働者の法定福利費及び下請経費の積算を適正に行うべきもの							◎	○	40
37	中央卸売市場	5工事	外壁改修に用いる足場下部の養生費等に係る単価設定を適正に行うべきもの							◎	○	41
39	建設局	5工事	公園改修工事における積算を適正に行うべきもの							◎	○	42
44	港湾局	5工事	※港湾工事設計単価表の適用条件について					◎			○	45
45	港湾局	5工事	鋼材等の有価物売却費の積算を適正に行うべきもの							◎	○	45
50	水道局	5工事	※配水本管布設替工事における不断水工法の積算方法について						○		◎	48
53	下水道局	5工事	(見積りによる単価設定及び設計変更について)見積書による単価設定を適正に行うべきもの							○	◎	50
57	教育庁	5工事	土壌汚染調査委託料の積算を適正に行うべきもの							◎	○	52
【積算（諸経費等）】												
32	環境局	5工事	急傾斜地崩壊防止工事における諸経費の積算を適正に行うべきもの							◎	○	38
34	産業労働局	5工事	林道工事における諸経費の積算を適正に行うべきもの					◎			○	39
40	建設局	5工事	昇降機設備工事における諸経費の積算を適正に行うべきもの							◎	○	42
41	建設局	5工事	諸経費の算定における積算工期の設定を適正に行うべきもの							◎	○	43
42	建設局	5工事	大型標識柱を含む工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの							◎	○	43
46	港湾局	5工事	照明設備を含む土木工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの							◎	○	46
49	交通局	5工事	空調設備等工事の積算を適正に行うべきもの							○	◎	47
55	下水道局	5工事	有料道路利用料に係る諸経費の積算を適正に行うべきもの							○	◎	51

番号	対象局（団体）	監査種別	事　項	措置区分 1 ア	1 イ	1 ウ	1 エ	2 ア	2 イ	2 ウ	2 エ	頁
【施工】												
35	産業労働局	5工事	鉄筋組立ての施工管理を適切に行うべきもの		○			◎			○	40
43	建設局	5工事	木造建築物における接合部の施工管理について受注者を適正・適切に指導・監督すべきもの		◎					○	○	44
51	水道局	5工事	施工条件に基づく計画書の作成及び変更協議を適切に行うべきもの							○	◎	49
【システム】												
25	教育庁	5定例	(情報セキュリティ対策について)外部記憶媒体の管理簿等を適切に運用すべきもの				◎			○	○	34
89	住宅政策本部（東京都住宅供給公社）	5行政	問合せ等への対応の進捗管理を遺漏なく行うべきもの				○			◎	○	72
【その他】												
2	会計管理局	3定例	※著作権の取得価格の考え方及び資産計上について				○			◎		18
16	産業労働局	5定例	製造年から10年を経過した消火器について適正に対応すべきもの		◎				○	○	○	28
33	福祉局	5工事	地下構造物の解体に伴う安全対策を適切に行うべきもの							◎	○	39
48	東京消防庁	5工事	設計及び施工における環境物品等調達方針に基づく取組を適正に行うべきもの						◎	○	○	47
52	水道局	5工事	道路占用（変更）申請を適切に行うべきもの							○	◎	50
54	下水道局	5工事	(見積りによる単価設定及び設計変更について)入札制度の趣旨を踏まえ、設計変更の取扱いを適正に行うべきもの							○	◎	51
56	下水道局	5工事	起工前の関係法令に関する手続及び設計条件の設定を適正に行うべきもの							○	◎	52
83	生活文化スポーツ局（有明テニス・マネージメントチーム、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ）	5行政	（ホームページのバリアフリー情報について）障スポ・ナビのバリアフリー情報を正確に登録すべきもの				◎			○		68
84	生活文化スポーツ局（有明テニス・マネージメントチーム、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ）	5行政	※（ホームページのバリアフリー情報について）障スポ・ナビの登録に係るマニュアル等の充実について				◎			○		68
85	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ）	5行政	※東京武道館のホームページについて				◎			○		69
86	生活文化スポーツ局（有明テニス・マネージメントチーム、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ）	5行政	※窓口における聴覚障害者への対応について				◎			○		70
87	生活文化スポーツ局（有明テニス・マネージメントチーム、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ）	5行政	一時滞在施設の運営計画を適切に整備すべきもの				◎				○	71
88	生活文化スポーツ局（有明テニス・マネージメントチーム、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ）	5行政	事業所防災計画を適切に策定し遵守すべきもの				◎				○	71
97	産業労働局（公益財団法人東京都中小企業振興公社）	5行政	浜松町館の一時滞在施設の運営計画を適切に整備するべきもの		◎					○		77
98	産業労働局（公益財団法人東京都中小企業振興公社）	5行政	台東館の災害対策上、重要な情報の記載を図るべきもの				◎					78
99	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	5行政	※東京都霊園のホームページ掲載情報について				◎				○	78
100	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	5行政	※東京都霊園における授乳室について				◎				○	78

〔令和３年定例監査〕

番号	対象局（団体）	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
1	財務局	※著作権の取得価格の考え方について	著作権の取得価格については、東京都公有財産台帳等処理要綱（以下「処理要綱」という。）事項別登録要領において、次のとおり登録することとされている。 ①　著作権を他人より譲り受けた場合は、その譲渡価格 ②　都の著作である場合は、著作権登録原簿の登録に要する費用、なお、登録を行っていないものについては、当該著作物の作成費用（印刷製本費等） 処理要綱に基づく公有財産台帳の著作権の取得価格を見たところ、取得価格に含める金額の範囲に大きなばらつきが生じている。また、公有財産の取得価格は、財務諸表のうち貸借対照表に資産として計上されるが、財産運用部は、著作権の保護期間である７０年間は公有財産台帳から除却しないとしており、著作権の取得価格は一旦登録されると減額される機会がなく、新規計上分と合わせて当面は増加が続くこととなる。 部は、平成１８年度以前の著作権台帳にはなかった取得価格の記載欄を、財務諸表作成の必要から、財産情報システムの稼働に合わせ設定し、処理要綱も新たに制定し、これに基づき公有財産の取得価格を登録するようにしたものであり、取得価格の有無及び多寡による財産管理上の支障は特に生じていないとしている。しかしながら、東京都会計基準では、著作権等の無体財産は無形固定資産とされ、その評価は取得原価を基礎として算定することとされている。部は、著作権の対価を含む切り分け可能な最小範囲の金額を登録するよう指導しているところであるが、著作権は無体財産権の大部分を占め増加傾向にあることなどを踏まえると、取得価格の登録の考え方について検討する必要がある。 取得価格が財務諸表作成の必要性から設定された経緯、東京都財務諸表作成事務取扱要綱において、公有財産台帳に登録されている取得価格を基本とすると定められていることを踏まえ、財務諸表作成を所管する会計管理局の資産計上方法の見直しの検討に併せ、協議・調整し、著作権の取得価格の考え方について検討していくことが望まれる。	財務局は、著作権の取得価格の登録の考え方について会計管理局と論点整理を行った上で、取得価格に含めるべき経費の範囲や台帳管理を要する期間等に係る規定について、令和５年１２月に改正を決定し、令和６年４月１日から施行することとした。【１－エ】 令和６年１月、各局等に対する改正通達、通知の発出と合わせ、改正後の事務処理を説明する資料を送付した。今後も更なる周知を図り、各局業務の支援を行っていくこととする。 【２－ア、２－ウ、２－エ】

措置区分 1 ア	1 イ	1 ウ	1 エ	2 ア	2 イ	2 ウ	2 エ
			○	◎		○	○

2	会計管理局	※著作権の取得価格の考え方及び資産計上について	都の公有財産について所管している財務局は著作権の取得価格について、著作権の対価を含む切り分け可能な最小範囲の金額を登録するよう補足して指導しているものの、著作物の制作、印刷、配送、譲受等を含む契約の場合は、著作権の取得のために要した費用だけを識別することは実務上困難な場合があることから、実態としては、契約金額の総額が登録されている場合があるとしており、また、「作成費用（印刷製本費等）」の場合は、著作物の対価ではなく、作成費用の総額を登録することとしている。 このため、著作権の取得価格が委託契約に含まれる当該著作物の作成部数等によって大きく膨らむこととなり、権利の対価以外の金額が、公有財産台帳及び財務諸表の著作権の価格に含まれてしまう結果となっている。 そして、財務局は、著作権の保護期間である７０年間は公有財産台帳から除却しないとしており、また、東京都会計基準においては、無形固定資産の減価償却は行わず、固定資産の減損会計も適用しない方針であることから、著作権の取得価格は一旦登録されると減額される機会がなく、新規計上分と合わせて当面は増加が続くこととなる。 しかしながら、財務諸表は、適正な計数を表示することが求められ、作成に際し注意を払う必要があることから、都の新たな公会計制度を主管する会計管理局は、著作権の取得価格の考え方や、資産計上する際の妥当性について、財務局と協議するなどにより、より一層適正な計数を表示していく必要がある。 管理部は、著作権の取得価格の考え方及び財務諸表の資産計上について検討していくことが望まれる。	会計管理局は、著作権の取得価格の考え方について公有財産を所管する財務局と論点整理を行い、取得価格に含めるべき経費の範囲や台帳管理を要する期間等に係る関係規定改正の方向性について合意した。【１－エ】 また、決算期に各局が行う財産照合の支援を行い、著作権で照合差異が生じている場合には、該当局の差異解消支援の一環として、今回の改正内容について情報提供を行っていく。【２－ウ】

1				2			
ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
			○			◎	

〔令和４年定例監査〕

番号	対象局（団体）	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
3	住宅政策本部	（移管予定施設の管理の適正化について） 移管予定施設について速やかに移管を進めるべきもの	八王子市中野山王三丁目団地について、団地内通路の移管予定時期を確認したところ、既に、譲与する面積を確定させる前に行う水路等の付替交換は平成２５年８月１３日付けで完了し、市が求める仕様への道路改修も、担当者メモによれば平成２６年５月頃に完了していたが、移管する面積を確定するための測量が実施されていなかった。 測量については部が実施することとなっており、所は、平成２９年度から令和３年度まで毎年度依頼しているが、部は、測量を実施しなかった。それにもかかわらず、部における一覧管理表では、「測量実施中であり平成２７年度に移管する予定」と記載されていた。 このことについて、部及び西部住宅建設事務所は、八王子市内で他に優先する案件があったためとする。しかしながら、建替計画に係る測量を優先して実施すると、移管予定施設に係る測量は常に後回しとなるため、その間の経年劣化により道路の再改修の可能性が高まる。 部及び所が、移管予定施設について、移管できる状況となっていながら速やかに移管を進めなかったこと、その結果、再改修の可能性が生じているほか、維持管理費として電気代を負担し続けていることとなり、適切でない。 部は、改修後の移管予定施設について速やかに移管を進められたい。	西部住宅建設事務所は、移管予定道路の移管計画及び適正な管理について、八王子市との協議を踏まえ、令和５年３月３０日に「中野山王三丁目アパート移管予定道路及び道路上の街灯の取扱いについて（方針）」を決定した。 本方針決定に先立ち、都営住宅経営部は、令和４年度に市との調整が整った箇所について移管に向けた境界確認、面積測量を実施した。令和５年度は、上記方針に基づき、市と合意した移管年次計画の第１期移管路線について、西部住宅建設事務所が、既存道路の補修及び市道として管理するために必要となる図面の作成に向け、令和５年１０月４日に市と現場立会いを行い、破損箇所の補修及び今後の設計での継続協議を確認した。これらを踏まえ「都営中野山王三丁目団地道路補修設計」の入札を令和５年１２月１２日に行ったが、不調となったため、速やかに再発注し令和６年２月７日に当該設計の契約を締結した。なお、工事については令和６年９月の着手を目指している。 以上のように、第１期の路線については令和６年度中の補修工事及び移管を完了すべく取り組んでいる。第２期以降についても計画的な移管を進めていく。【１－イ】 都営住宅経営部は、令和５年６月１６日付けで移管施設処理推進会議設置要綱を制定し、部主催の移管に向けた移管施設処理推進会議を年２回開催することとした。第１回会議を令和５年６月２６日に、第２回会議を令和６年１月３０日に実施し、所と随時状況を共有するとともに助言を行うなど移管事務の組織的な進捗管理を行った。【２－ア、２－ウ】

1				2			
ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
	◎			○		○	

4	産業労働局	スタートアップ実証実験促進事業運営業務委託について履行を適切に確認し履行に応じた支払を行うべきもの	商工部は、スタートアップ企業を効果的に支援する「東京都スタートアップ実証実験促進事業（ＰｏＣ Ｇｒｏｕｎｄ　ＴＯＫＹＯ）」を、委託契約により実施している。 本件契約に係る仕様書等を確認したところ、実証実験サポート費の支払について、次のとおり適切でない点が認められた。 ①　募集要項では、採択企業を１０社から１５社と予定しており、採択企業へ提供する実証実験費用は、金額別のコースが設定されている。 このため、採択企業数や審査の結果によって支出金額が大幅に変動する可能性があることなどから、７月以降、毎月定額の支出となるとは考えられない。 しかしながら、契約書の内訳書を見ると、実証実験サポート費について、７月から翌年の３月まで毎月定額により１，０００万円、合計９，０００万円を受託者へ支払うこととしており、この内訳書のとおり委託料を支払っていることから、履行に応じた支払となっていない。 ②　令和３年度に成果を発表した採択企業は１２社である。部は、その実証実験費用の履行状況について、定例的な報告により確認していたとしている。一方、部は、総価契約を行っていることを理由として、変動する要素に対応せず委託料を支払っている。 しかしながら、この支払方法では、採択企業へ実際に提供した実証実験費用と受託者に支払っている実証実験サポート費との差額が明確ではなく、適正な支払となっていることを確認できない。 ③　委託契約において、委託者が行う履行確認の方法は、委託内容によって適切に選択する必要がある。 しかしながら、実証実験費用が適切に企業に提供されているかどうかの確認が不十分なものとなっている。 部は、スタートアップ実証実験促進事業運営業務委託について、履行状況を適切に確認し、履行に応じた支払を行われたい。	部は、令和５年度の契約において、実証サポート費用の算出根拠や実績書類の提出を受託者から受け、その履行状況を確認し、履行に応じて委託料を支払うよう改めた。【２－イ】
	1		2												
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ							
						◎									

5	中央卸売市場	消防設備の不良箇所への是正対応を適切に行うべきもの	消防法（以下「法」という。）第１７条では、工場や事業場など火災予防の対象となる防火対象物の所有者、管理者又は占有者（以下「関係者」という。）は、消防の用に供する設備等について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、設置及び維持しなければならないとしている。また、法第１７条の３の３では、防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等について、定期に、資格を有する者に点検させ、その結果を消防署長等に報告しなければならないとしている。 ところで、事業部は、北足立市場外７市場の消防用設備等について、その機能を有効な状態に維持するため、定期保守点検委託契約を締結するとともに、法第１７条の３の３の規定に基づき、その点検結果を各場を管轄する消防署長等に報告している。また、定期保守点検の結果は部と各場に報告され、不良とされた箇所については、各場が部の指導により対応している。 そこで、北足立市場の点検結果を確認したところ、１２か所の不良箇所が報告され、当該不良箇所に対する対応状況は、（Ａ）「原因者による修繕が原則のため、原因者調査中（原因者が判明しない場合、市場で修繕）」が２か所、（Ｂ）「部より場あて修繕依頼済、場は、対応を検討中」が８か所、（Ｃ）「経過観察」が１か所、（Ｄ）「改修手配済み」が１か所という状況であった。この結果、不良箇所の中には、最初に不良とされた点検時期から監査日（令和４年１月２４日）現在まで最長で３年が経過する箇所も含まれていた。 このことについて、部は、不良箇所への対応は、その不良状況が、火災時に消防設備が有する主たる機能に重大な支障があるか否か緊急性等を踏まえ判断し、優先順位に従って行っており、不良箇所の報告にある設備の変形・腐食等は、消防設備の主たる機能に対する影響が軽微と判断され、緊急を要するものとは考えていないとしている。 しかしながら、本点検は、消防の用に供する設備等が、消防の活動のために必要とされる性能を維持することを目的に、資格を有する者が法に基づき行っており、部及び場は、不良とされた箇所について、計画的かつできる限り速やかな解消を図るべきところ、数年に渡って解消されていない箇所が複数認められる状況は適切でない。 場及び部は、消防設備の不良箇所への是正対応を適切に行われたい。	北足立市場は、事業部と連携し、不良箇所として報告された１２か所について、令和６年２月までに修繕を完了した。【１－イ】 場は、事業部及び管理部からの令和４年６月２９日付通知文に基づき、消防設備等の点検結果一覧及び不具合判明後１年以上経過した不良箇所一覧を作成する際、今後の対応策等を場長が確認することにより、不良箇所の是正を組織的かつ計画的に進めることとした。【２－ウ】
	1		2												
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ							
		◎					○								

6	教育庁	※都立学校の屋上・壁面緑化について	都立高等学校の屋上・壁面緑化（以下「屋上緑化等」という。）は、緑の東京１０年プロジェクト（平成１９年６月）を契機に平成２１年より始まったものである。 屋上緑化等の維持管理については、都立学校が行っている。東部及び中部学校経営支援センターは、屋上及び壁面緑化の維持管理委託契約を締結し、仕様書において、受託者は、植栽の育成状況を適宜観察し、学校の保全監督員と各作業の必要性について調整の上、除草、施肥、補植等の作業を行うことと定めている。 そこで、総合芸術高等学校の壁面緑化及び蔵前工業高等学校の屋上緑化の状況を確認したところ、総合芸術高等学校については令和２年５～８月頃から、蔵前工業高等学校については令和３年８月頃から生育不良が始まり、両校とも現在は約１割程度の植栽が生育しているにとどまっていることが認められた。 しかしながら、両校は、生育不良が始まってから監査日現在（令和４年５月２６日及び同月３０日）まで、除草以外の作業を行っておらず、また、受注者が保全監督員と施肥や補植等の対応について調整を行った形跡がほとんど見当たらなかった。芝商業高等学校、竹早高等学校においても同様の状況が確認されている。 これらの状況は、学校が受託者と調整を行っていく上で必要な項目が仕様書に含まれていないことなどにより調整が形骸化しているためと考えられる。 都立高等学校の屋上緑化等については、施策開始から１０年以上経過した現在、各学校において、校舎の構造、日照や大雨等自然条件、近隣環境等を原因とする生育不良や枯損等の課題も浮き彫りになりつつある。 部、両センター及び各学校は、連携して屋上緑化等の目的や効果等について総合的に勘案し、各学校の現状について検証を行った上で、契約や事業計画の見直し等の検討を行うことが望まれる。	都立学校教育部は、各学校経営支援センター及び各学校と今後の対応について協議し、近隣環境等を原因とする生育不良や枯損等のあった総合芸術高等学校の緑化の一部について事業計画を見直し、中止した。その他学校の緑化事業については、維持管理委託の履行確認の徹底を図るとともに、枯死等のある学校は、適宜、部、各センター及び各学校が連携して補植等の対応を検討すること、また、維持管理委託の適切な履行によっても、なお植栽が枯死するなどの状況が改善されず事業目的が達成できない場合には、維持管理委託の中止も含めた事業の見直し等を検討することとした。この考え方に基づき、部は、対象全校宛てに、令和４年９月１４日付通知文により、適切な履行確認の徹底及び植物の生育不良等が見られる場合の必要な措置の検討について、通知を発出した。【２－ウ】 さらに、部と各学校経営支援センターは、維持管理委託契約の仕様書内に学校による現場の目視確認、学校との調整事項、植栽の生育状況及び生育状況に応じた作業工程表を記載し、様式の改善を行った。【２－イ】 部は、令和５年度の維持管理委託の適切な履行を徹底した上で、各学校の現状について検証した。その結果、常緑キリンソウ等の屋上・壁面緑化に適した植物を確認し、枯死した場合における補植に当たってはこれらの植物を選定すること、維持管理委託の適切な履行確認及びかん水装置の不具合が発生している場合の修繕対応について引き続き徹底すること等を今後の方針とし、令和６年２月６日付通知文により、対象全校宛てに通知し、適切な事業実施の徹底を図った。 【２－ア】

1				2			
ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
				◎	○	○	

〔令和４年財政援助団体等監査〕

番号	対象局（団体）	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
7	都市整備局（株式会社多摩ニュータウン開発センター）	※総合評価方式による契約及び特定契約の取扱いについて	会社は、総合評価方式を取り入れた競争契約により契約を締結している。 これらの契約について見たところ、次のような状況が見受けられた。 ①　清掃業務委託契約 総合評価方式実施要項及び仕様書において、業務契約期間は令和２年４月１日から令和３年３月３１日までとし、業務実施状況の評価が良好な場合は最大２年間延長可能とすることができるとされている。この規定に基づき、前年度良好であるとして、契約を締結している。しかしながら、業務実施状況の評価については、次年度の契約締結原議に、前年度良好である旨の記載があるのみで、仕様に沿った具体的かつ客観的な評価をしていない。さらに、仕様書を見たところ、契約期間について、「別段の意思表示をしないときは、本契約を更に１年間同一条件をもって更新するものとし、以降も同様とする。」との記載が加えられている。これは、別段の意思表示をしない場合は、以後自動的に１年更新を続けることができることとなり、当初契約の総合評価方式実施要項及び仕様書の定めと異なるものとなっている。 ②　警備業務委託契約 当初契約を２回更新しているが、この更新に当たっては、前述①同様、次年度の契約締結原議に、前年度良好である旨の記載があるのみで、仕様に沿った具体的かつ客観的な評価をしていない。また、令和４年度については、受託者と特定契約を締結しており、理由については、ビルの現状及び特色・特徴を十分把握・理解し、誠意をもって業務を遂行している現在の委託業者が最も相応しいとしているが、特定契約の理由として十分かつ明確とはいえない。 これを解消する方法として、契約期間を複数会計年度とする長期契約が考えられる。長期契約にすることにより、契約金額の低減等の経済性も期待できるほか、契約事務の軽減等の効率性に資するものである。 会社は、総合評価方式による契約及び特定契約の取扱いについて、民間企業のメリットを活かした契約方法の採用など、見直しを検討することが望まれる。	会社は、他の政策連携団体における警備や清掃に関する契約方法を確認するなどの調査を行い、警備業務委託及び清掃業務委託について、企画競争の上、新たに令和６年度から５年間の長期継続契約を締結した（警備：令和５年１２月２７日次期業務委託先決定、令和６年３月２９日契約締結　清掃：令和６年２月１日次期業務委託先決定、令和６年３月１９日契約締結）。 【２－イ】 なお、社長や本部長を交えた社内での打合せを重ね、令和６年１月２６日に業務評価委員会要綱を定め、これに基づき、同年３月１日に業務評価委員会を新たに設置するなど、業務実施状況に関する社内確認体制を整備した。 【２－ウ】

1				2			
ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎	○	

番号	対象局（団体）	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
8	教育庁（公益財団法人東京学校支援機構）	（委託料に係る概算払について）適時適切な資金交付を行うべきもの	庁は、東京都国際交流コンシェルジュ業務等の事業を実施するため、公益財団法人東京学校支援機構（以下「機構」という。）と委託契約を締結し、その経費の全額を概算払により一括して支出している。 概算払は、支出の特例として、債権者に概算をもって支出するものであり、概算で支払う額は厳に必要の限度にとどめ、不測の損害を招くことを防止しなければならないが、庁は、委託するにあたり、必要な経費の執行計画等を徴しておらず、委託経費には１２か月分の管理費が含まれている等、庁の機構に対する概算払は、厳に必要な限度にとどめたものとはいえず、適時適切なものとは認められない。 当該委託料の支払に当たっては、不要不急の資金を概算払することのないよう、機構に対し執行計画・執行状況の提出を求め、概算払の額が必要最小限度となるように、分割して支払う必要がある。 庁は、概算払による適時適切な支出を行われたい。	監査結果及び今後の対応について、指導部、都立学校教育部各担当課において、部課長会（令和５年２月１３日）、機構（現在は「公益財団法人東京都教育支援機構」に名称変更）との定例会（令和４年１２月１５日、令和５年２月２０日）等で周知し、再発防止を図った。また、総務部法務監察課が、令和５年２月２２日、庁内全ての所属に対して配信される「監察通信」により監査指摘事項を周知徹底し、再発防止を図った。【２－エ】 指導部、グローバル人材育成部、都立学校教育部は、令和５年度の契約において、機構から提出された執行計画・執行状況に基づき、上半期と下半期の２回に分割して支出を行った。 さらに、各部は、令和６年度の契約においては、概算払の額が必要最小限度となる趣旨を徹底するため、特段の理由がある場合を除き、原則として四半期ごとの支出を行うよう仕様書に明記した。【２－イ】

1				2			
ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎		○

〔令和５年定例監査〕

番号	対象局（団体）	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
9	都市整備局	（単価契約工事について）（測量委託について）適正な工種により実施すべきもの	第二市街地整備事務所は、区画整理事業及び再開発事業に係る測量業務について、契約により実施している。これらの契約では、仕様書において測量内容を定めるとともに、工種を設定しており、土地調書作成及び土地所在図・地積図等作成について、測量内容及び工種を定めている。この工種の指示及び履行状況について見たところ、工種３０土地所在図・地積図等作成において、併せて作成するとされている不動産調査報告書の作成について、別途、工種２９土地調書作成により指示し、履行を確認し、支払を行っていることが認められた。 これは、不動産調査報告書の作成について、契約に基づく工種で実施していないものであり、適正でない。この結果、工種２９により別途計上した支出が不適正なものとなっている。 所は、不動産調査報告書の作成について適正な工種により実施されたい。	第二市街地整備事務所は、市街地整備部と協議し、令和５年８月２日に部主催で測量担当者会議を開催し、指摘事項の周知を図った。【２－エ】 また、部と所において調整を行った結果、局として、不動産調査報告書についての作業数量に関する統一基準が必要という認識に至ったため、局としての統一基準を総務部と市街地整備部で策定し、令和５年１２月２２日付通知文により、局内周知した。 今後、局内各部（所）は、当該統一基準に則った運用を行っていく。【２－ア】
10	福祉局	医事業務等委託契約における事業評価を適正に実施すべきもの	旧福祉保健局は、「医事業務等への競争入札導入に関する検討結果のとりまとめ（平成１３年７月）」により、局内事業所の医事業務等に係る契約方法について考え方を示している。その中で、当該契約の締結については、「高度に専門的な知識を要する業務委託並びに履行不良が患者の診療・生命に影響する業務委託については、特命随意契約とすることも可能」とした。 具体的な契約方法としては、初年度に競争入札を行い、次年度以降５年目まで特命随意契約を行う（以下「５年ルール」という。）が、契約に当たっては、毎年履行状況の評価（以下「事業評価」という。）を行うことによって特命理由を明確にする必要があるとしている。 ところで、５年ルールを適用している業務に係る契約は、局全体で１４件であるが、事業評価の実施状況について確認したところ、多摩総合精神保健福祉センター、北療育医療センター及び同城北分園における契約合計７件について、事業評価書を作成していないことが認められた。 両センター及び分園は、５年ルールの適用に当たって必要な事業評価を適正に実施されたい。	（多摩総合精神保健福祉センター） 令和５年８月２４日付けで、所属内担当者に対し、監査指摘事項及び適切な事務手続についてメールによる周知を行った。また、令和５年８月２８日に開催した事務室定例会においても監査指摘事項内容及び適切な事務手続の周知を行った。【２－エ】 ガイドラインに定める評価表により、令和６年１月２６日に事業評価を実施した。【１－エ】 （北療育医療センター） 今後は競争入札実施年度も含めて毎年度事業評価を実施し、委託業者の履行状況を評価する。 令和５年９月６日開催の幹部会議にて、毎年度事業評価を実施することについて、周知した。【２－エ】 令和５年１１月２４日に今年度の事業評価を実施した。【１－エ】 （城北分園） 令和５年８月２４日に開催した分園の運営会議で指摘について報告した。また、事業執行に係るルールの遵守や適正な事務処理について遺漏なく行うよう同日付通知文により周知し、注意喚起を行った。【２－エ】 ガイドラインに定める評価表により、令和６年１月２３日に事業評価を実施した。【１－エ】 （総務部） 令和５年９月２５日付通知文により、局内各部所宛てに、指摘内容と併せ、５年ルール適用の契約は毎年履行状況の評価を行うべき旨を周知した。【２－エ】

1				2			
ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
			◎				○

11	福祉局	委託契約における仕様書の予定数量の算定を適切に行うべきもの	府中療育センターは、「東京都立府中療育センター洗濯業務委託」契約を締結している。本委託業務は、受託者がセンターにある洗濯室に従業員を派遣して行うものであることから、入札の実施に当たって、仕様書に記載の予定数量は、入札参加者が、事業に要する人員の規模及び入札金額を決定するための重要な情報となるため、実績に近い数量とする必要がある。 ところで、仕様書に規定する予定数量に対する実績の割合を見たところ、洗濯業務が、約６割から７割程度、縫製業務が、約４割から６割程度の水準で推移していることが認められた。 実績数量が予定数量とかい離する状況が続く場合、受託実績のある事業者にとって、入札に当たって実際の業務量を踏まえた金額を見積もることが可能となり、受託実績のない事業者に比べて、有利に入札に臨むことが可能となるなど、公正な入札実施の妨げとなることが懸念される。 センターは、仕様書に記載の予定数量は、入札参加者が、入札金額等を決定するために重要な情報であること、受託実績の有無にかかわらず公正な入札を行うべきであることを踏まえ、実績に近い数量とするなど、委託契約における仕様書の予定数量の算定を適切に行われたい。	府中療育センターは、令和６年度以降、洗濯業務委託の予定数量については、過去の実績数量や当該年度の諸事情等を踏まえ、積算根拠を明確にして算定を行い、適切に処理する。 令和６年度の準備契約手続にて予定数量を積算するに当たり、令和３年度から令和５年度までの実績等を踏まえ、積算根拠を明確にして算定を行った。【２－イ】 総務部は、令和５年９月２５日付通知文により、局内各部所宛てに、指摘内容と併せ、予定数量の積算根拠を明確にした上で実績と近い数量とするよう周知した。【２－エ】
	1		2												
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ							
						◎		○							
12	保健医療局	徴収事務委託に係る調定額等の登録を適正に行うよう見直すべきもの	東京都会計事務規則では、歳入徴収者は歳入の調定をしたときは、直ちに収支命令者に、調定額、歳入科目その他必要とする項目を財務会計システムに登録させなければならないと規定されている。ただし、徴収事務委託に係る歳入については、月の初日から末日までの間の調定を取りまとめ、翌月の初日から５営業日以内に登録させることができるとされ、期間内に登録をすることが困難なものについては、会計管理者と協議の上、当該登録の期限を変更することができるとされている。 東京都立心身障害者口腔保健センター及び東京都リハビリテーション病院は、施設に係る使用料等は指定管理者に徴収事務が委託され、医療政策部は、協定で毎月の使用料の調定額等を報告書により翌月５営業日までに部に通知するよう定めており、部は、指定管理者から通知された報告書に基づき、調定額等の登録を行っている。 部において、これらの歳入について見たところ、いずれも規則で定める期間内から恒常的に調定額等の登録が遅延し適正でない状況が認められ、指定管理者の徴収事務委託に係る報告書が協定で定める期間内に部へ通知されていないことも、この登録が遅延している理由の一つであるとのことであった。 部は、指定管理者を指導するとともに、徴収事務委託に係る調定額等の登録を適正に行うよう見直されたい。	医療政策部は、会計管理者と協議の上、令和６年２月１日に窓口分と基金分の調定を分けて行うこととする年度協定の変更を指定管理者と行った。これにより、窓口分については翌月５営業日以内に報告・登録し、基金分については金額が確定次第直ちに報告・登録を行うこととした。【１－ウ、１－エ】 医療政策部は、調定額の登録に関して、期限を厳守するよう、令和５年６月１９日に課内会議により改めて周知した。また、指定管理者に対して、令和６年２月６日付通知文により、徴収事務委託に係る報告書を協定で定める期間内に通知するよう指導した。【２－エ】
	1		2												
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ							
			◎	○				○							
13	産業労働局	警備保安委託の仕様内容を改めるとともに履行確認を適正に行うべきもの	島しょ農林水産総合センターは、東京港管理事務所日の出庁舎の警備保安委託を締結しているが、以下の問題点があった。 ①　仕様書上、警備巡視回数が定められていない。また、業務日報の記録からは、１階・庁舎敷地の一部、非常階段以外の実施状況が確認できない。 ②　運転監視・日常点検業務の点検項目について、エレベータ以外の確認対象については記録がなく、履行を確認することができない。エレベータについても、業務日誌において確認したことのみ記録されているが、確認内容は記載されていない。 ③　仕様上、対象となる設備として示されていないエアハンドリングユニット等の運転管理を行わせている。 センターは、警備保安委託の点検記録の報告が適切に行われるよう仕様内容を改めるとともに履行確認を適正に行われたい。	センターは、令和５年度の契約について、令和５年１２月に受託者と書面協議し、対象設備を再確認するとともに、令和６年１月から新たな業務日誌及び点検記録表により、委託業務の履行状況の確認を徹底している。また、令和６年度の契約について、仕様内容が明らかになるよう改めた。【２－イ】 局は、令和５年９月６日付通知文により、当該指摘事例や経理事務等の留意点について局内へ周知した。また、農林水産部は、令和５年９月１１日付通知文により、経理事務等の適切な執行について部内へ周知した。【２－エ】
	1		2												
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ							
						◎		○							
14	産業労働局	建築物の環境衛生上の維持管理を適正に行うべきもの	特定建築物の所有者は、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督をさせるため、技術者を選任しなければならない。 選任された技術者の職務は、特定建築物の環境衛生上の維持管理に関する業務を全般的に監督することにあり、特定建築物の維持管理をする者は、技術者の意見を受けたときは、その意見を尊重しなければならないとされている。 中央・城北職業能力開発センター及び同板橋校は特定建築物に該当していることから、環境衛生上の維持管理について確認したところ、センター及び校における、他の委託で実施している建築基準法１２条点検の結果、①吐水口空間が確保されていないこと及び②管の隙間への処置がされていないことについて複数回にわたり指摘を受けているにもかかわらず、監査日現在、対策を講じていないことが認められた。 また、センターが、環境衛生業務委託契約において、選任した技術者の業務内容に関する各月の打合せ記録を見たところ、１２条点検等の、他の受託者が実施した環境衛生に関する検査等の結果については、個々の検査等の名称が示されずに一括して「問題がなかった。」とのみ記載されており、センターが、どのような検査等の結果を技術者に示し、それについて、技術者から監督・指示を受けているか確認ができないことが認められた。 センターは、受託者に対し適正な履行を求めているとはいえない。また、校では、技術者の選任を行っておらず適正でない。 センター及び校は、建築物の環境衛生上の維持管理を適正に行われたい。	センターは、吐水口空間の改修工事について、令和５年９月８日に契約を締結し、同月２０日に工事完了した。また、校は、高架水槽の改修工事について、令和５年７月７日に契約を締結し、令和６年３月２２日に工事完了した。【１－イ】 センターは、令和５年度の環境衛生管理業務委託の各月の打合せ記録について、具体的な検査等の内容とそれについての技術者からの意見を記載している。【２－ウ】また、校は、令和５年９月２９日に技術者の選任及び業務委託契約を締結し、同日に技術者の選任を行った。【２－イ】 局は、令和５年９月６日付通知文により、当該指摘事例や経理事務等の留意点について局内へ周知した。また、雇用就業部は、令和５年９月８日付通知文により、部・所内に対し、監査結果を通知し、指摘事項の周知徹底及び注意喚起を行った。【２－エ】
	1		2												
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ							
		◎				○	○	○							

15	産業労働局																						

19	建設局	1				2				（都立公園等におけるナラ枯れ対策について）被害予測に基づきナラ枯れ対策を行い経済的に安全を確保すべきもの	公園緑地部は、令和３年度に把握した被害木のうち、全枯れは全て令和４年度の予算で伐採するとして予算を配付している。しかし、令和４年度は被害木が大量に増加することが見込まれ、このうち危険のある被害木は早急に伐採する必要が生じるため、令和３年度に把握した被害木の伐採を翌年度以降に持ち越すことになる。この結果、持ち越された古い被害木ほど綿密な監視が必要となり、監視の人工が増加する。 ところで、ナラ枯れを初めて確認してから年度が進むにつれ被害が拡大する状況は他県等において確認することができることから、この年度推移を考慮し、幹周り１００㎝以上のコナラ等の大径木を把握することで、公園ごとの被害予測は可能である。さらに、コナラ等の大径木を公園の平面図上で位置を記録しておくことで、より高い精度で被害予測を行うことができる。 このような被害予測に基づき計画伐採本数を定めて事業を行うことにより、ナラ枯れの原因となるカシノナガキクイムシの翌年度の羽化期までに全枯れを伐採することができ、半枯れの枝落としについても対応可能となるため、最大限の安全を確保できる上に、継続的な監視に係る人工も節減できる。また、被害木が危険な状態になる都度伐採するよりも、１工事でまとめて対処した方が工事費を節減でき、経済的である。 部は、適切な被害予測を行うことにより、経済的に安全を確保できるようナラ枯れ被害への対処を行われたい。	公園緑地部は、国や近隣自治体へのヒアリングを行うなどにより被害予測の手法を検討し、これまでの被害状況報告を整理して被害増加率を算出することで令和５年度及び令和６年度の被害拡大状況を予測した。 さらに、ナラ枯れ被害の周囲への影響度に応じて各公園等を分類し、計画伐採本数を定めた。 これらの方針に基づき、令和６年度の予算要求を行い、ナラ枯れ被害の大きい公園等については、被害状況を記録管理することで、効率的に対処や監視を行っていくこととした。 また、令和５年１２月２５日付けで指定管理者等に対して被害状況及び伐採対応状況に関する調査を実施し、令和５年度の被害本数、被害の拡大状況及び伐採本数を把握し、令和６年度要求における被害拡大予測の検証に活用した。今後もナラ枯れ被害状況調査により、適切な被害予測及び被害予測の検証を行っていく。 加えて、令和５年１２月２８日付通知文により、指定管理者等に対し、ナラ枯れ対策における公園利用者等への安全確保について通知し、被害木を伐採する際は、周辺の伐採対象木とともにまとめて伐採もしくは枝下ろしを行うなど、計画的・効率的な処理を行うよう指導を行った。【２－ウ】
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ						
								◎							
20	建設局	1				2				（都立公園等におけるナラ枯れ対策について）公園等の管理者に対し最低限行うべきナラ枯れの拡大防止策を具体的に指示すべきもの	都の公園がナラ枯れの感染源となり公園外への被害拡大の原因となることは厳に慎むべきである。また、伐採材の移動によるカシノナガキクイムシの飛散も避けるべきであるから、伐採材の処分に当たっては、カシノナガキクイムシの駆除等、被害拡大防止を図る必要がある。 ところで、西部公園緑地事務所では、ナラ枯れ被害木を伐採する際、伐採後すぐに伐採材を搬出し焼却処分している事例と、伐採後公園内に集積し、他の発生材とまとめて処分している事例が見られた。 所における対応を見ると、部は、最低限行うべきナラ枯れの拡大防止策を各公園等の管理者に具体的に指示する必要があったが、これを行っていない。 部は、都の公園等が被害拡大の原因とならないよう、公園等の管理者に対し最低限行うべきナラ枯れの拡大防止策を具体的に指示されたい。	公園緑地部は、他自治体での実施状況を整理し、都立公園での現状も踏まえた上で、令和５年１２月２８日付通知文により、指定管理者等に対し、伐採材の搬出・処分方法や拡散防止措置など、公園外への被害拡大防止の対策について通知し、指導を行った。 【２－ウ】
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ						
								◎							

21	建設局	1				2				廃棄物の運搬・処分を行うに当たり許可を受けた者に自ら委託すべきもの	第六建設事務所は、庁舎建物及び敷地内緑地管理委託契約をＡと締結しており、汚水槽及び雑排水槽の清掃もこの委託により行っている。 ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によれば、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならず、また、その廃棄物の運搬・処分を委託する場合は、許可を受けた者にそれぞれ委託しなければならないと定めている。 そこで、汚水槽及び雑排水槽の清掃の際に発生する廃棄物である汚泥の運搬・処分の状況について見たところ、受託者Ａが許可を受けた者であるＢ及びＣに行わせていることが認められた。廃棄物の運搬・処分は、排出事業者である所が許可を受けた者に委託すべきところ、これを行っておらず、適正でない。 所は、廃棄物の運搬・処分を行うに当たっては、許可を受けた者に自ら委託されたい。	第六建設事務所は、令和５年１１月７日に許可を受けた者へ廃棄物の運搬・処分を委託し、同年１２月１６日に汚水槽及び雑排水槽の清掃に伴う汚泥の運搬・処分を実施した。 【２－イ】 また、所は、令和５年８月８日開催の課長会にて、指摘事項を周知し、廃棄物の適正な運搬・処分を実施するよう注意喚起した。【２－エ】
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ						
							◎		○						
22	交通局	1				2				ホームドア更新契約に係る遅延違約金を適正に計算すべきもの	契約書によれば、違約金の額は、「納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、契約金額に年５％の割合を乗じて計算した額とする。」「納入した物品の一部が検査に合格したときは、違約金の額は、契約金額から当該検査に合格したものの契約金額相当分を控除した金額を基礎として計算する。」と定められており、当初の納期までに納品できなかった金額に５％を乗じた金額で計算することになっている。 令和４年９月３０日に全ての納品が完了したため、車両電気部は、同年１０月６日に最終的な完了検査を合格とし、代金の支出に当たって同月２５日に違約金を利率３％で計算して調定した。 違約金の利率について、部は、「国の債権の管理等に関する法律施行令」第２９条第１項に基づき、令和２年４月１日より適用された法定利率３％を使用したとしている。 しかしながら、当事者間の合意による契約で違約金の利率を５％と定めていることから、この約定利率を法定利率に優先して使用するべきであり、３％を使用して計算することは適正でない。 このことから、試算すると４８９万５，８００円が徴収漏れとなっている。 部は、ホームドア更新契約に係る遅延違約金を適正に計算されたい。	車両電気部は、受注者に対して、令和５年７月２７日付けで、過大に支出した４８９万５，８００円の返還依頼書を送付し、受注者は、同年８月２８日付けで承諾書を提出した。 返還方法については、令和５年７月に契約し、令和６年２月末に完了する別契約（契約金額４，８８４万円、履行期限　令和６年２月２９日）の支払金額から当該金額分を差し引くことで受注者と合意した。 これにより、部は、当該契約の履行完了後の令和６年３月２９日に、本件過大支出額を差し引いて契約代金を支払い、契約違約金との振替処理を行うことにより、徴収漏れ金額４８９万５，８００円を収納した。【１－ア】 部は、令和５年５月２４日に支出業務を所管する管理課業務担当職員に対して、契約書に記載された遅延違約金の考え方について説明し、遺漏なく処理を行うよう指示した。【２－エ】 また、部は、同日から遅延違約金の計算シートに契約日入力欄を設け、契約日による遅延違約金の利率を自動的に計算に反映できるようにして、誤った利率による計算を防止するようにした。【２－ウ】
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ						
		◎						○	○						

23	交通局	（施設維持管理業務委託における受託者及び再委託先の管理について）守秘義務についてセキュリティ対策上厳格な管理を行うべきもの	電車部は、A庁舎の各設備機器の運転及び管理、点検等の業務及び庁舎の環境衛生に係わる維持管理業務について委託している。当該庁舎には、総合指令所が置かれており、部はセキュリティ対策上の理由から、庁舎の所在等について非公表としている。 当該契約の業務のうち、一部は受託者が、一部は再委託先が行い、受託者は再委託先が行う業務についての管理や作業の同行等を行っている。 部は、保守業務委託標準仕様書（令和４年１月電車部）に「業務上知り得た委託者及び当該施設に関する秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、本契約の解除及び期間満了後についても同様とする。」と一般的事項を記載しているのみであり、当該契約が守秘義務についてセキュリティ対策上厳格な管理が必要であるにもかかわらず、庁舎の所在の非公表など、守秘義務に係る遵守事項等について誓約書を提出させるなどの具体的な対応をしていない。このことは、当該庁舎の特殊性、重要性を考慮すると、適切でない。 また、部は、作業の一部について再委託を行っており、守秘義務については、再委託先でも同様の管理が求められる。受託者は、再委託先が当該契約で知り得た情報について第三者への漏洩防止、他の用途に利用しない、記録媒体等の適正管理、事故発生時の受託者への報告などを定めた「情報セキュリティに関するチェックリスト」を再委託先から提出させているものの、部は、再委託先に求める守秘義務について、当該契約の仕様書に定めておらず、管理が十分だとはいえない。 部は、受託者及び再委託先に対し、守秘義務について、セキュリティ対策上厳格な管理を行われたい。	電車部は、今回の指摘及び措置内容を令和５年８月２３日付通知文により部内の全職員へ周知し、同様の契約案件について注意喚起を行った。 【２－エ】 あわせて、部は、令和６年１月に作成した令和６年度契約の仕様書に、受託者に対して、守秘義務を遵守し業務を推進する旨の誓約書を提出するよう記載した。また、再委託先に対しても、守秘義務を遵守するよう仕様書に定めた。 今後も、修正後の仕様書を確実に引継ぎしていく。【２－イ】							
	1				2						
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ			
						◎		○			

24	交通局	土木設計委託における単価設定の在り方について見直すべきもの	建設工務部は、鉄道の安全運行やお客様の要請等に迅速に対応するため、契約手続に時間を要する総価契約では対応が困難な土木設計委託について、単価契約を締結している。 本契約では、単価が設定されており、指示書をもって受託者に対して委託内容を示し実施させるものとなっている。本契約における指示内容と成果物を確認したところ、「資料作成」の単価を適用している案件について、指示枚数より成果物の枚数が多いにもかかわらず、指示枚数により支払を行っている案件が多数認められた。 部は、設計を委託するに当たり、適用できる単価がないため「資料作成」の単価を適用しているものの、実際の成果物の枚数によると、部が当該設計において妥当と考える金額より高額になってしまうとして、指示枚数により支払を行っているとしている。 しかしながら、これは、指示枚数に対して適切な金額が算出できる単価が設定されていないことによるものであり、契約に定められた単価に基づかずに対価を支払っていることとなり適正でない。部は、指示と成果物の数量にかい離が生じないよう、本単価契約における単価設定の在り方を見直す必要がある。 部は、土木設計委託における単価設定のあり方について見直されたい。	建設工務部は、令和５年８月２１日に関係各課の担当者を集め、監査の指摘事項の説明及び本委託の適正利用について、周知を行った。【２－エ】 また、部は、指示と成果物の数量にかい離が生じないよう、令和６年１月に作成した令和６年度契約の仕様書において、従来の「資料作成（A）（B）（C）（D）」の単価に加え、新たに「資料作成（S）」の種別を増やし、作業内容に即した単価による支払ができるようにした。さらに、「資料作成」の適用項目を特記仕様書に具体的に列記することで各単価の適用範囲を明確にした。【２－イ】							
	1				2						
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ			
						◎		○			

25	教育庁																						

28	教育庁	(CALL教室等の管理について) インターネット接続契約における手続を適切に行うべきもの	1				2				各学校では、主に外国語や情報の授業を行うためCALL教室を設置しており、専用サーバ、教員用端末、生徒用端末、ソフトウエア、プリンターなどの周辺機器などが整備され、教員用端末からは生徒用端末が閲覧できるようになっている。都立学校教育部は、CALL教室の周辺機器等の運用について所管しており、各学校への指導を行っている。部が所管するCALL教室及び各学校が所管するシステム（以下「CALL教室等」という。）へのインターネット接続契約はあわせて各学校が行っており、授業用ソフトも学校が導入している。 そこで、このインターネット接続契約及び授業用ソフト導入状況について見たところ、次のとおり適切ではない事例が認められた。 ①　部が指定する周辺機器側で有害サイト等へのアクセス制限を行っているにもかかわらず、学校で行うインターネット接続契約で改めてアクセス制限を契約していたこと ②　独自ドメイン等について総務部へ申請を行っておらず、また、承認を受けていないこと 学校で行うインターネット接続契約でアクセス制限を契約する必要はないにもかかわらず、改めて学校側でも契約していたこと、独自ドメイン等について定められた手続を経ずに契約を締結していることは適切でない。 上記①について、都立学校教育部は、CALL教室を所管する立場から、各学校を指導すべきであるが、これを行っていないことは適切でない。 上記②について、総務部は、庁の情報セキュリティを統括する立場から、各学校を指導すべきであるが、これを行っていないことは適切でない。 各学校は、インターネット接続契約における手続を適切に行われたい。 両部は、各学校に対し、インターネット接続契約に係る手続を適切に行うよう各学校を指導されたい。	蒲田高等学校及び南平高等学校は、それぞれ令和５年９月４日に令和６年度に係るインターネット接続契約の仕様書案を修正し、アクセス制限に係る記載を削除した。 八潮高等学校及び荒川工科高等学校は、それぞれ令和６年２月２９日付け、同年３月８日付けで独自ドメイン等外部サービスに係る利用申請を行った。 八潮高等学校は、総務部より令和６年３月１日付け、荒川工科高等学校は、同月８日付けで承認を得た。 【１－エ】 総務部では、令和５年９月１５日付通知文により各学校に対して、外部サービス利用に係る申請等について指導した。また、セキュリティ研修（ICTリーダー向け）を令和５年９月１５日から同年１０月１６日に実施し、外部サービス等の申請手続の必要性について周知を行い、令和６年１月１１日付通知文により、各学校に対して、情報セキュリティ強化月間における自己点検を実施した。【２－エ】 さらに、令和６年３月８日から同月２８日にかけて定例の内部監査を実施し、外部サービス等の申請手続等を確認した。【２－ウ】 都立学校教育部では、令和５年１０月３０日付通知文により、各学校に対し、CALL教室の周辺機器等で有害サイト等へのアクセス制限を行っていることを再度周知した上で、インターネット接続契約におけるアクセス制限設定の必要性を判断するよう指導した。 【２－エ】
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
						◎			○	○		

29	教育庁	(教育財産の目的外使用許可について) 使用料の減額手続を適切に行うべきもの	1				2				中央図書館は、施設利用者の利便を図るため、食堂等の設置・運営事業者（以下「事業者」という。）に対し、使用部分に係る教育財産の目的外使用許可を行っている。使用許可に際して、食堂及びカフェの使用料を５０％減額しており、減額の要件として、食堂又はカフェのいずれかにおいて、計画的に障害者（児）の職場実習の受入れを行うこととしている。これは、食堂やカフェにおいて障害者（児）の職場実習の場を提供することが、都教育委員会による障害者の就労の促進及び特別支援教育を推進する目的と合致することから、「教育財産管理規則について」に基づき、使用料を減額するものである。また、この要件を満たしたかどうかは、使用許可期間中の年度終了ごとに判断し、要件を満たさなくなった場合には、減額の適用を行わないこととしている。 ところで、障害者（児）の職場実習の受入れの実績を確認したところ、使用許可開始当初から監査日（令和５年５月２９日）現在まで、受入れの実績はなかったことが認められた。 しかしながら、館は、年度ごとの減額要件に係る判断を行っておらず、適切でない。 館は、使用料の減額手続を適切に行われたい。	中央図書館は、障害者雇用等による使用料の減額要件の運用について、減額要件である事業実施、実績の確認漏れがないよう令和５年９月８日付けでマニュアルを作成し、担当者間で周知するとともに、同日付けで同様の公募を行っている図書館に通知文により周知を行った。【２－ウ】 併せて中央図書館は、令和２年１０月１日から令和５年３月３１日までの障害者（児）職場体験による減額適用について令和５年１０月３日付けで取消しを決定した。また、令和５年４月１日から同年９月３０日までの減額適用については、マニュアルに基づき、減額要件に係る判断を適切に行い、減額しないことを同年１０月３日付けで決定した。【１－エ】
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
						◎			○			

30	教育庁	(教育財産の目的外使用許可について) 食堂等の運営に関する協定書の内容を遵守させるとともに必要に応じて見直すべきもの	1				2				中央図書館は、施設利用者の利便を図るため、食堂等の設置・運営事業者（以下「事業者」という。）に対し、使用部分に係る教育財産の目的外使用許可を行っている。館と事業者は、食堂等の運営に関して、協定を締結している。この協定の内容について見たところ、次のとおり、適切でない点が認められた。 ①　協定書第８条に、事業者は、食堂等の販売品目及び価格について、館の承認を得なければならないとあるが、館は、事業者からこれらの提出を受けていなかった。 ②　協定書第８条の２に、食堂及びカフェのメニュー表示は、英語で併記することとあるが、監査日（令和５年５月２９日）現在、英語併記はされていなかった。 ③　協定書第１６条に、事業者は、前月分の収支報告を毎月、館に提出しなければならないとあるが、館は、事業者からこの提出を受けていなかった。 ④　協定書第１７条に、事業者は、前月分の廃棄物排出量の報告を毎月、館に提出しなければならないとあるが、館は、事業者からこの提出を受けていなかった。 館は、事業者に協定書の内容を遵守させるとともに、不要と考えられる項目については削除する等、協定書の見直しをされたい。	中央図書館は、食堂等の運営に関する協定に係る提出書類及び英語を併記した食堂及びカフェのメニューについて、令和６年２月９日時点で、全て受領した。【１－イ】 また、中央図書館は、令和５年９月８日付けで決定した食堂等の運営に関する協定締結に当たり、内容の見直しを実施し、今後、受領書類等の事務手続に遺漏なきよう、引継書を作成した。【２－イ】
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
				◎				○				

〔令和５年工事監査〕

番号	対象局（団体）	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
31	生活文化スポーツ局 1：ア　イ○　ウ　エ 2：ア　イ　ウ◎　エ○	※指針等と異なる設計を行う場合の検証について	局は、工事請負契約により、運動場の事務室に空調機を設置する工事を行っている。 建築設備耐震設計・施工指針２０１４年版によると、コンクリート床に設置する設備基礎は、コンクリート床と鉄筋により緊結しない場合、地震時に設備基礎が移動しないよう、目荒しした床表面と直に接触させることとしている。 本工事における室外機の設備基礎の設計について見ると、設備基礎の下に防振ゴムシートを敷くなど、指針と異なることが確認された。 防振ゴムシートには、一定の摩擦抵抗が期待できるものの、局は、摩擦抵抗に関する特段の検討を行うことなく当該設計を採用しており、防振ゴムシートの摩擦抵抗によって地震時における設備基礎の移動を防止する設計を行うのであれば、指針と同様に専門技術者への意見聴取や計算等による技術的根拠に基づく検証が必要であったと考えられる。 局は、指針等と異なる設計を行う場合の検証について、検討が望まれる。	スポーツ施設部施設整備課は、令和５年１０月２７日、現場で、地震時に計算上想定される力を側面から加圧した結果、設備基礎が移動しないことを確認した。そのため、改めて補強等は行わず、指定管理者による空調設備の外観、運転音、振動等を３か月に１回確認する法令点検の際に室外機の基礎・固定部の目視点検を行い、現状のまま維持管理することとした。【１－イ】 スポーツ施設部は、令和５年１２月１２日の設備担当者の全体会議で、意見・要望事項について関係職員に周知を図り、指針のとおり設計ができない場合は、あらかじめ技術的な検証を行い、指針の趣旨に適合する設計となるように、注意喚起を行った。【２－エ】 スポーツ施設部は、令和６年１月、設計時のチェックリストに、機器類の固定方法は、標準仕様書やそれに準じる施工指針等に整合した設計になっているか確認する項目を追記し、チェック機能を強化した。【２－ウ】
32	環境局 1：ア　イ　ウ　エ 2：ア　イ　ウ◎　エ○	急傾斜地崩壊防止工事における諸経費の積算を適正に行うべきもの	局は、工事請負契約により、斜面の崩壊を防止するため対策工事を３件行っている。 局積算基準（共通編）では、諸経費のうち共通仮設費と現場管理費は施工地域を考慮した補正を行うものとされている。 本契約の共通仮設費及び現場管理費について見ると、施工地域が市街地に該当しているにもかかわらず、市街地として補正を行っていない。 このため、予定価格において、３件の工事はそれぞれ過少なものとなっている。 局は、急傾斜地崩壊防止工事における諸経費の積算を適正に行われたい。	自然環境部は、工事の施工箇所がDID地区内であるか、土木積算システムで補正が適切に計上されているかを照査担当者が確認し、さらに課長代理も確認するように、工事の設計チェック体制を再徹底した。【２－ウ】 局は令和５年５月１７日に開催した工事関係担当者情報交換会において、指摘事項の注意喚起及びDID地区の調べ方などの周知を図った。【２－エ】
33	福祉局 1：ア　イ　ウ　エ 2：ア　イ　ウ◎　エ○	地下構造物の解体に伴う安全対策を適切に行うべきもの	局は、工事請負契約により、地下部分を含めた旧庁舎及び浄化槽の解体工事を行っている。このうち、旧庁舎基礎部及び地下構造物である浄化槽については、地盤面から最小約２．４ｍ、最大約３．６ｍの地盤面下に埋設されている。 本契約について見ると、次の点が認められた。 ①　地下構造物の解体に当たっては、建築物解体工事共通仕様書・同解説に記載されているとおり、地下構造物の掘削部周囲に安定した斜面を設けることができない場合は、構造物の撤去による地盤の崩壊を防ぐことを目的とした山留めを設置する必要がある。 本契約の設計図書を確認したところ、解体する地下構造物が宅地等と近接し、周囲に安定した斜面を設けることが困難な状況にもかかわらず、設計図書に参考として明示された仮設計画図には山留めの表記がなかった。 ②　建築基準法では、建築物の除却のための工事施工者は、当該工事の施工に伴う地盤の崩落等による危害を防止するために、必要な措置を講じなければならないとされている。 東京都建築工事標準仕様書では、受注者は、施工に先立ち施工計画書を作成し、施工の具体的な計画を定めることとされている。 本契約の施工計画書について見ると、隣り合う宅地等に近接した地下構造物の解体において、地盤の崩落等による危害を防止するために必要な措置が具体的に記載されていなかった。 工事記録写真を確認したところ、施工状況に関する写真も残っておらず、実際の施工がどのように行われたか、客観的に確認できない状況であった。 局は、地下構造物の解体に伴う安全対策を適切に行われたい。	総務部は、令和６年３月７日に、地下構造物の解体時の安全対策を適切に行うため、新たに安全対策チェックシートを作成し、運用を開始した。そのチェックシートには、設計時の確認事項として、山留め等の検討を実施し、その仕様や現地土質の確認の必要性を設計図書へ条件明示した。また、施工時の確認事項として、施工計画書に、解体に伴う安全対策が適切に実施された仮設計画が記載されていることや、それらの工事記録写真が撮影されていることを明示した。【２－ウ】 局は、令和５年１２月２７日の総務部技術職員の課長代理会において、安全対策チェックシートの運用を周知し、地下構造物の解体時の安全対策を適切に行うよう、注意喚起を行った。【２－エ】
34	産業労働局 1：ア　イ　ウ　エ 2：ア◎　イ　ウ　エ○	林道工事における諸経費の積算を適正に行うべきもの	局は、工事請負契約により、台風によって被災した林道の災害復旧工事を行っている。 本工事の工事費の積算は、森林整備保全事業設計積算要領（林野庁）に基づき行っている。同要領によれば、諸経費のうち共通仮設費及び現場管理費は、施工地域を考慮した補正を行うものと定められている。 本契約の共通仮設費及び現場管理費について見ると、施工地域が市街地に該当していないにもかかわらず、市街地として補正を行っている。 このため、予定価格が過大なものとなっている。 局は、林道工事における諸経費の積算を適正に行われたい。	局は、林道工事担当者会議を令和５年４月２０日に開催し、指摘事項に伴う基準改定内容をあらかじめ周知することにより、再発防止の徹底を図った。【２－エ】 また、局は令和５年６月１５日付けで「森林土木工事基準書」を改定し、市街地部の定義を明記することにより、共通仮設費及び現場管理費における補正の明確化を図った。【２－ア】

35	産業労働局	鉄筋組立ての施工管理を適切に行うべきもの	1				2				局は、工事請負契約により、林道においてアスファルト舗装やガードレールの設置等を行っている。 東京都土木工事標準仕様書によると、鉄筋コンクリートにおける鉄筋の組立てにおいて、鉄筋の交点の要所を鉄線等で緊結しなければならないとされている。 ガードレールの基礎に使用した鉄筋組立ての工事記録写真を見ると、鉄筋が緊結ではなく、溶接により固定されている状況が認められた。 このことは、標準仕様書と異なる施工となり、適切ではない。 局は、鉄筋組立ての施工管理を適切に行われたい。	森林事務所森林産業課は、大雨、強風等の激しい気象後や観光シーズン前の巡回時に職員がガードレールの支柱や基礎の状態について目視点検により、経過観察を行っている。 【１－イ】 局は、林道工事担当者会議を令和５年４月２０日に開催し、指摘事項に伴う基準改定内容を説明することにより、再発防止の徹底を図った。 【２－エ】 また、局は令和５年６月１５日付けで「森林土木工事基準書」を改定し、ガードレール基礎鉄筋の固定方法の明確化を図った。【２－ア】 さらに、森林事務所森林産業課は、令和５年１２月２１日付通知文により、森林土木工事における鉄筋の組立作業について、溶接により固定しないよう各監督員に再発防止策を周知した。【２－エ】
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
				○			◎			○		
36	中央卸売市場	現場労働者の法定福利費及び下請経費の積算を適正に行うべきもの	1				2				市場は、工事請負契約により、青果棟の屋上防水改修工事を行っている。 市場積算基準（建築工事編）によると、工事費のうち現場労働者に関する法定福利費及び製造業者・専門工事業者の下請経費は、直接工事費を構成する単価のうち材料費、労務費等で構成される複合単価等に含めることとされている。 したがって、見積書により複合単価等を設定する場合には、現場労働者に関する法定福利費及び下請経費を含めることとされている。 本契約の見積書による防水工事費の単価設定を確認したところ、次の不適正な点が認められた。 ①　見積書には、現場労働者に関する法定福利費の内訳明示がされているにもかかわらず、その額を防水工事費に含めて単価を設定していない。 ②　見積書には、下請経費が計上されているにもかかわらず、その額を防水工事費に含めて単価を設定していない。 これらにより、予定価格が過少なものとなっている。 市場は、現場労働者の法定福利費及び下請経費の積算を適正に行われたい。	事業部は、工事積算チェック役割分担表を改正し、現場労働者の法定福利費及び下請経費を直接工事費に計上することを重点チェック項目に追加した。【２－ウ】 また、事業部施設課は、令和５年１２月２７日付通知文により、各市場宛て工事積算チェック役割分担表の改正を周知し、現場労働者の法定福利費及び下請経費を適正に積算するよう注意喚起した。【２－エ】
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
									◎	○		

37	中央卸売市場	外壁改修に用いる足場下部の養生費等に係る単価設定を適正に行うべきもの	1				2				市場は、工事請負契約により、外壁等の改修工事を行っている。 外壁改修工事を行うために設けた足場下部の養生費等の積算について見ると、市場積算標準単価があるにもかかわらず、同標準単価よりも優先順位の低い代価による単価設定を行っていた。 この代価と標準単価の差額から、予定価格が過大なものとなっている。 市場は、外壁改修に用いる足場下部の養生費等に係る単価設定を適正に行われたい。	事業部は、工事積算チェック役割分担表を改正し、標準単価を優先することを強調し、合わせて代価明細は数量根拠を確認することを重点チェック項目に追加した。【２－ウ】 また、事業部施設課は、令和５年１２月２７日付通知文により、各市場宛て工事積算チェック役割分担表の改正を周知し、足場下部の養生費等について標準単価を用いるよう注意喚起した。【２－エ】
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
									◎	○		
38	建設局	鉄筋コンクリート構造物の設計を適正に行うべきもの	1				2				局は、工事請負契約により、公園施設の整備を行っている。 このうち、テニスコートの周囲においては、高さ約１ｍの鉄筋コンクリート構造物である土留めの上部に、防球フェンスを設けた工作物を整備することとしている。 本契約では、鉄筋コンクリート構造物における鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さについて、建築基準法施行令を準用している。施行令では、直接土に接する壁、柱等の鉄筋のかぶりを４０㎜以上とすることと定められている。 本契約の工作物の設計図書を見たところ、鉄筋のかぶりが確認できなかった。 このことについて、既定の設計図書を踏まえて局が照査した結果、鉄筋のかぶりが３４㎜となり、施行令で定められた値が確保されていないことが確認された。 局は、鉄筋コンクリート構造物の設計を適正に行われたい。	高井戸公園南地区西側園地整備工事のテニスコート土留めの鉄筋かぶりについては、令和６年２月２６日付けの設計変更により、施行令で定められた値を確保した。【１－イ】 東部公園緑地事務所は、令和５年１０月１０日開催の工事課内課長代理会及び令和６年１月２３日の所内若手職員向けのOJT研修において、指摘趣旨の周知を行うとともに、鉄筋コンクリート構造物の設計に際しては必要な鉄筋かぶりを確保するよう注意喚起を行った。また、次年度以降もOJT研修等において周知するなど、継続して再発防止を図っていく。【２－エ】
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
				◎						○		

39	建設局	公園改修工事における積算を適正に行うべきもの	局は、工事請負契約により、公園改修工事を行っている。 局積算基準（共通編Ⅰ）では、材料費を見積りにより単価設定する場合には、３社以上から徴収するとともに、内容を十分精査し、信頼性を確認の上、見積りの異常値を排除した平均値等をもって設定することが原則とされている。 また、積算基準にない歩掛については、見積りの取得により歩掛の構成を決定することとされている。見積りは、３社以上から徴収し、平均等により歩掛を採用することとされている。 本工事の積算について見ると、次のことが確認された。 ①　杉丸太の材料費並びに元肥散布及び芝生舗装改修工の歩掛について、見積りを各々３社に依頼しているが、どちらも期限までに提出されたのは各々１社であり、残り２社からは起工後に受領している。 ②　１社の杉丸太の見積価格に０．９を乗じて採用価格としている。 ③　１社の元肥散布及び芝生舗装改修工の見積歩掛に０．９を乗じて採用歩掛としている。 見積価格及び見積歩掛に０．９を乗じたことは、改定された積算基準とは異なり、実勢を考慮した適正なものとは判断できない。 局は、公園改修工事における積算を適正に行われたい。	西部公園緑地事務所は、令和５年１２月４日に管理課内積算担当者会議を開催し、単価・歩掛の設定に当たっては、局積算基準を遵守することを再確認するとともに、新たに作成した「見積り期間チェックシート」により、適正な見積り期間を確保するよう周知徹底した。【２－ウ】 また、西部公園緑地事務所は、同日、所内技術職員を対象とした会議を開催し、監査結果と再発防止の取組について周知した。【２－エ】													
	1				2										
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ							
							◎	○							
40	建設局	昇降機設備工事における諸経費の積算を適正に行うべきもの	局は、工事請負契約により、エレベーターの設置工事を行っている。 本契約の積算について見ると、昇降機設備工事において、諸経費として計上されるべき共通仮設費が直接工事費にも計上され、二重計上となっていた。 このため、予定価格が過大なものとなっている。 局は、昇降機設備工事における諸経費の積算を適正に行われたい。	第二建設事務所工事第一課は、今回の事例を踏まえ、工種別積算チェックリストを改定し、昇降機設備工事の諸経費の取扱いを適正に実施することを、チェック項目に追加し、令和６年１月以降の起工案件から設計担当者及び照査担当者が活用することとし、チェック体制を強化した。【２－ウ】 道路建設部は、令和５年１０月より実施している各建設事務所との執行調整会議において、指摘内容を周知し、注意喚起を行った。【２－エ】 第二建設事務所は、令和５年１２月１２日の課長会及び課長代理会を通じ、建築職以外の担当者が積算を行う場合に、昇降機設備工事の諸経費の取扱いが適正に実施されるよう、指摘内容及び工種別チェックリストの活用を周知し、注意喚起を行った。【２－エ】 また、第二建設事務所工事第一課は、令和５年１２月１２日に課内研修を実施し、指摘内容及び改定した工種別積算チェックリストを周知することで、再発防止の注意喚起を行った。【２－エ】													
	1				2										
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ							
							◎	○							

41	建設局	諸経費の算定における積算工期の設定を適正に行うべきもの	局は、工事請負契約により、樋門の管理棟を新築するため、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の異なる工事種別の工事を一括して発注している。 局積算基準では、複数の業種を一括して発注する工事の諸経費のうち、共通仮設費及び現場管理費は、工事種別ごとに算定し、合算することとしている。これらの算定は、積上げによるか、過去の実績等に基づき、積算工期等を用いて求められる率によることとしている。 本契約の積算工期について見ると、建築工事が全体工期に相当する１４．０か月としているのに対し、電気設備工事、機械設備工事については、現場での各々の主たる作業が行われる期間である３．４か月のみとしている。 本契約における電気設備工事及び機械設備工事の積算工期については、これらの工事が、施工図の検討・作成やコンクリート打設前の配管作業など、建築工事の着手当初から継続して作業等を行う必要があることから、建築工事の工期と同じものでなければならない。 このため、予定価格が過少なものとなっている。 局は、諸経費の算定における積算工期の設定を適正に行われたい。	江東治水事務所は、積算工期設定のチェックリストに、複数業種を一括して起工する場合の積算工期について、項目を追加し、令和５年１０月１６日以降の起工案件から運用している。【２－ウ】 局は、令和５年１１月２２日開催の建設局建築設備担当者会議にて、指摘内容を周知し、注意喚起を行った。【２－エ】 河川部は、令和５年１２月４日付通知文により、河川工事担当課へ指摘内容を周知し、注意喚起を行った。【２－エ】													
	1				2										
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ							
							◎	○							
42	建設局	大型標識柱を含む工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの	局は、工事請負契約により、道路トンネル及びトンネル出入口部等の整備を行っており、設計変更により大型標識柱の設置を追加している。 局積算基準（共通編Ⅰ）では、大型標識柱の材料費は、共通仮設費及び現場管理費の率計算の対象額に含めないと定めている。 本契約の変更設計書の共通仮設費及び現場管理費の算定について見ると、率計算の対象額に大型標識柱の材料費を含め算定を行っていた。 このため、変更契約額の算定において過大であり、不経済支出となっている。 局は、大型標識柱を含む工事の諸経費の積算を適正に行われたい。	第一建設事務所工事課は、新たに「設計変更時における照査について（方針）」を定めるとともに、設計変更時チェックシートを作成し、照査担当者によるチェックを実施することとした。さらに、複数の経験豊富な課長代理級によるチェックを実施し、その上で設計変更書を起案するシステムとすることで、チェック機能及びチェック体制の強化を図った。なお、令和５年１１月１日より運用を開始した。【２－ウ】 道路建設部は、令和５年１０月より実施している各事務所との執行調整会議において、違算防止について周知徹底した。【２－エ】 第一建設事務所は、令和５年１０月３日の課長会において、同日付通知文による指摘事項の所内周知を図るとともに、同日の工事課内課長代理会においても周知した。また、令和５年１０月３０日に所内技術職員全員を対象として、経験豊富な課長代理による工事監査研修を実施し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【２－エ】													
	1				2										
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ							
							◎	○							

43	建設局	木造建築物における接合部の施工管理について受注者を適正・適切に指導・監督すべきもの	1				2				局は、工事請負契約により、植物公園内の老朽化した休憩舎の改築などを行っている。 このうち、木造休憩舎は柱をコンクリート基礎に埋め込む形式を採用している。その柱の柱脚接合部については、柱と基礎を一体化させるため、隙間に高強度の充填材を注入している。 柱と梁の接合部においては、接合金物と専用ボルトで堅固に接合させることで、建築物の耐震安全性を確保している。 木造休憩舎の柱の接合部について確認したところ、次の点が認められた。 ①　設計図書の木質工事特記仕様書等では、木造の構造上主要な部分について十分検証した上で、各部材の形状や寸法などを示した施工図を作成する旨、記載されている。 構造上主要な部分である柱接合部などの施工図が作成されていない。 ②　現場でセメント、砂、水などを練り混ぜて作製する充填材は、外気温、水温等の現場環境が品質に影響を与えることから、セメントなどに加える水量などが適正であるかについて、少量の材料を練り混ぜて試験するなど、施工前に品質を確認する必要がある。 局は、この確認を行っていない。 ③　東京都建築工事標準仕様書を踏まえて受注者が作成した工事記録写真撮影計画書では、重要な箇所及び施工後の確認が困難な箇所について、写真撮影するとされている。 受注者は、柱脚接合部における部材の取付状況や柱の埋め込み長さなど、充填材を流し込んだ後では確認が困難となる重要な箇所の施工写真を撮影していない。 施工図の作成や品質管理及びその記録がこのような状況であることから、木造休憩舎における接合部の強度などが設計図書で求めている性能を確保しているか客観的に判断ができない。 局は、木造建築物における接合部の施工管理について受注者を適正・適切に指導・監督されたい。	西部公園緑地事務所は、指定管理者に対し、令和５年１２月４日から当該建築物の日常点検の際に、柱脚接合部や柱梁接合部などの構造上主要な箇所について目視点検を実施し、異常時は連絡をすることを依頼し、経過観察を行っている。【１－イ】 西部公園緑地事務所は、柱脚部や柱梁接合部等の構造上主要な部分を確認することや、施工後の確認が困難となる重要な箇所の施工写真を撮影すること等をチェック項目とした、木造建築工事のチェックリストを新たに作成し、令和５年１２月から運用することとした。【２－ウ】 また、西部公園緑地事務所は、令和５年１２月４日の所内技術職員を対象とした会議において、東京都建築工事標準仕様書に基づき、工事記録写真及び施工図の作成・提出、グラウト材の品質管理について、設計図書に定められている内容を再確認するとともに、指摘内容を周知し、注意喚起を行った。【２－エ】
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
				◎					○	○		

44	港湾局	※港湾工事設計単価表の適用条件について	1				2				局は、工事請負契約により、水門の再整備を行っている。 局積算基準では、材料単価は、港湾工事設計単価表を用いることとしている。 局設計単価表のうち、砂等の資材については、港湾局で調査し設定した単価と、建設局で設定した単価の２つの単価が掲載されている。 本契約の押え盛土工に使用する砂について見ると、港湾工事用単価と建設局単価のどちらでもなく、これらの単価を上回る特別調査の単価を採用していた。 建設局単価の設定条件は、単価の出典元である物価資料から確認が可能であり、その条件は特別調査の仕様書の条件と一致していた。このことから、建設局単価を採用できる状況であったと考えられる。 特別調査による単価の妥当性を否定するものではないが、建設局単価の適用条件を明確にし、現場条件に応じて建設局単価を採用することにより、特別調査によらず適切な予定価格の算出ができるものと考えられる。 局は、港湾工事設計単価表の適用条件が明確となるよう検討が望まれる。	局は、令和５年５月８日に「積算基準に基づく材料単価決定フロー」を改定し、現場の受渡し条件及び取引数量を考慮するよう明記した。【２－ア】 局は、令和５年５月８日に「設計単価表」を改訂し、材料名称における用途の追記、摘要欄における材料受渡し条件の追記等、適用条件の明確化を図った。令和５年１０月３０日の改訂では、設計単価表の利用に当たっての注意事項において、新たに港湾工事用資材の砂等の海上渡し、陸上渡しの注意点を明記し、局内周知した。 【２－ア】 局は、令和５年５月３０日に令和５年度違算等再発防止対策検討PTを開催し、今回の事例の周知による注意喚起を行った。【２－エ】 港湾整備部は、令和５年６月１５日及び１６日に港湾工事積算基準改定説明会、同年１１月２７日に港湾技術科研修を実施し、上記の材料単価決定フロー及び設計単価表の改訂内容を共有し、職員の積算能力の向上を図った。また、局ポータルサイトへ「積算基準に基づく材料単価決定フロー」、上記のPT・研修資料を掲載して局内周知を図った。【２－エ】
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
								◎			○	

45	港湾局	鋼材等の有価物売却費の積算を適正に行うべきもの	1				2				局は、工事請負契約により、ふ頭の上屋の解体工事を行っている。 局積算基準（建築工事編）では、解体工事に伴い発生する鋼材等を有価物として処分する場合は、有価物の数量に売却単価を乗じて算定した有価物売却費を工事価格から控除すると定めている。 本契約における有価物売却費の積算について見ると、次の不適正な点が認められた。 ①　鉄骨と鉄筋は、各々数量を算出し別々の売却単価を乗じるべきところ、鉄骨と鉄筋の数量を鉄くずとして合算し、鉄骨の売却単価を乗じている。 ②　鉄骨、鉄筋、ステンレス、アルミの売却単価について、本契約の起工決定日が令和３年１１月２９日であることから令和３年１１月版の建設資材定期刊行物の掲載価格を基に売却単価を設定すべきところ、本契約の設計委託時点である令和３年２月版の刊行物掲載価格を基に安価な売却単価を設定している。 これらにより、本契約の有価物売却費が過少であることから、予定価格が過大なものとなっている。 局は、鋼材等の有価物売却費の積算を適正に行われたい。	局は、令和５年５月３０日開催の令和５年度違算等再発防止対策検討PTにて今回の事例を周知し、再発防止の注意喚起を行った。【２－エ】 港湾整備部施設建設課は、令和５年２月２７日に工種別積算チェックリストを改正し、有価物売却単価の設定月や売却区分・数量・単価を確認する項目を追記することでチェック機能を強化した。【２－ウ】 施設建設課は、令和５年４月から有価物売却単価情報を作成し毎月更新することで、課内で情報共有するとともに、積算照査時に容易にチェックできようにした。【２－ウ】
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
									◎	○		

46	港湾局	照明設備を含む土木工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの	1				2				局は、工事請負契約により、海浜公園のテニスコートや公園照明の整備を行っている。 局積算基準土木設備（電気編）では、土木設備工事に用いる資器材を機器、材料、鋼構造製作物の３つに区分し、区分に応じて諸経費計算の対象となるかどうかを定めている。 このうち、材料に区分される一般照明器具及び一般照明柱について確認したところ、次の不適正な点が認められた。 ①　積算基準では、一般照明器具とは、物価資料やカタログに掲載されている照明器具及びそれらの類似品等とされている。 本契約の照明器具の積算について見ると、カタログ等に類似照明器具があるにもかかわらず、材料でなく機器に区分し、諸経費計算の対象としていなかった。 ②　積算基準では、一般照明柱とは、局単価資料や物価資料に掲載されている照明柱及び類似照明柱等とされている。 照明柱の積算について見ると、物価資料等に類似照明柱があるにもかかわらず、材料でなく鋼構造製作物に区分し、諸経費のうち共通仮設費及び現場管理費の対象としていなかった。 これらのことから、予定価格が過少なものとなっている。 局は、照明設備を含む土木工事の諸経費の積算を適正に行われたい。	東京港管理事務所では新たに「都単価を用いない照明の諸経費区分チェックリスト」を作成し、一般照明器具及び一般照明柱の積算における諸経費計算の区分を確認できるようにした。 【２－ウ】 局は、令和５年５月３０日の令和５年度違算等再発防止対策検討PTに本事例を付議し、同チェックリストの局内周知を図るとともに、起工案件に活用している。【２－ウ】 東京港管理事務所臨海地域管理課は、令和５年３月２８日に土木設備工事の経験の浅い職員を対象に研修を実施し、本事例を共有するとともに、一般照明器具及び一般照明柱の諸経費計算において適正に区分するよう注意喚起した。【２－エ】
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ					
									◎	○					
47	東京消防庁	受水槽の耐震設計を適正に行うべきもの	1				2				庁は、消防署出張所庁舎の改築に伴い、給排水衛生設備の工事を行っている。 東京消防庁庁舎等設計標準によると、庁舎用の受水槽を含む給排水設備は、防災機関として重要設備とされていることから、建物の上層階に受水槽を設置する場合、耐震設計に用いる設計用水平震度は２．０と定められている。 本契約の建物の上層階に設置している庁舎用の受水槽の設計図書について見ると、一般的な受水槽に用いられる設計用水平震度１．５で耐震設計を行っていることが認められた。 このことは、設計標準に適合しておらず、防災機関としての重要な設備機能の確保に支障をきたすおそれがある。 庁は、受水槽の耐震設計を適正に行われたい。	総務部施設課は、監査結果において指摘された２件の契約案件について、下記のとおり是正・改善措置を実施した。 １　杉並消防署高円寺出張所庁舎については、令和５年１１月３０日に新たに契約した工事により、耐震性能を是正した。【１－イ】 ２　本所消防署緑出張所庁舎については、令和５年２月２０日付けの受水槽仕様変更の協議により、耐震性能を是正した。【１－エ】 施設課は、設計発注時の委託特記事項について、設計者との認識の相違を防止するため、耐震設計の基準を追記し、令和５年４月以降の起工案件から適用している。【２－イ】 さらに施設課は、令和５年３月２３日に令和５年工事監査検討会を開催し、指摘の趣旨及び特記事項の追記をすることによる再発防止の取組について、関係職員に周知徹底を図った。【２－エ】
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ					
				○		○		◎		○					

48	東京消防庁	設計及び施工における環境物品等調達方針に基づく取組を適正に行うべきもの	1				2				庁は、工事請負契約により、消防団分団本部及び格納庫の新築工事を行っている。 東京都環境物品等調達方針（公共工事）では、解体工事を除く起工額が５００万円以上の工事について、環境への負荷の低減に資する環境物品等の調達に関する取組事項が定められている。 本契約の特記仕様書等について見ると、特別品目のうち、再生クラッシャラン以外の特別品目の使用については部位、品名が記載されていない。また、特定調達品目のリストや同リストに掲載される品目が使用可能な場合には、その使用に努めることも記載されていない。加えて、施工段階においても、特別品目や特定調達品目等の使用予定及び実績のチェックリストを提出させておらず、適正でない。 実際の環境物品の使用状況について、庁に確認したところ、再生クラッシャランやコンクリート二次製品の使用が材料承諾書や工事記録写真等で確認できるものの、環境配慮型型枠の使用については、客観的に確認ができない状況であった。 庁は、設計及び施工における環境物品等調達方針に基づく取組を適正に行われたい。	防災部消防団課は、令和５年４月以降の起工案件から、東京都環境物品等調達方針に基づく取組を適正に実施するため、特別品目の使用部位、特定調達品目の使用に努めることや、施工時これらの使用予定及び実績のチェックリストを提出することを記載した特記仕様書に改定し、適用している。 【２－イ】 また、防災部消防団課は、特別品目や特定調達品目の使用予定チェックリストが受注者から適切に提出されているかを項目とした、施工時における提出確認チェックリストを新たに作成し、チェック機能を整備した。 【２－ウ】 消防団課は、令和５年３月２５日開催の課内会議において、改定した特記仕様書、提出確認チェックリストの運用について、関係職員に周知し、注意喚起を行った。【２－エ】
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ					
								◎	○	○					
49	交通局	空調設備等工事の積算を適正に行うべきもの	1				2				局は、空調設備や給排水衛生設備等の設置及び撤去工事を行っている。 このうち、積算について見ると、次の不適正な点が認められた。 ・　積算工期について 局積算基準（建築工事編）では、諸経費のうち共通仮設費及び現場管理費は、入札公告に示す開札予定日から工期末日までの期間の日数を基に設定する積算工期の長さに応じ、積算すると定めている。 本契約の共通仮設費及び現場管理費について見ると、設備設置工事が１５か月、設備撤去工事が７か月で、積算工期が２２か月であるにもかかわらず、設置工事のみの工期１５か月として積算していた。 このため、積算額約５２８万円が過少なものとなっている。 ・　営繕積算システムの設定について ①　諸経費計算を行う上で必要となる積算基準の設定について、局積算基準（建築工事編）を選択すべきところ、公共住宅建設工事積算基準としていた。 ②　工事費積算における単価等の端数処理について、切捨てとすべきところ、四捨五入とする設定等をしていた。 これらにより、積算額約３５６万円が過大なものとなっている。 以上により、予定価格が過少なものとなっている。 局は、空調設備等工事の積算を適正に行われたい。	建設工務部建築課は、令和５年２月１５日に課内会議を開催し、営繕積算システムにおける設定の誤りについて報告し、同じミスを繰り返さないよう、関係職員への周知徹底を図った。 【２－エ】 また、建築課は、令和５年３月１５日に課内会議を開催し、従来の設計図書の紙面照査に加えて、積算基準、工期、端数処理等、課長代理が営繕積算システムのデータを画面上で確実にチェックするよう、照査カルテに点検項目を追加し、設定誤りを確実に防止する体制の強化を図った。【２－ウ】 さらに、建築課は、令和５年８月２３日から同年９月１日までの間、関係職員を対象にした営繕積算システムの操作研修を実施し、実際に初期設定を誤った箇所を修正するなど、実機を用いた実践的な教育訓練を行った。 【２－エ】
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ					
									○	◎					

50	水道局	※配水本管布設替工事における不断水工法の積算方法について	1				2				局は、工事請負契約により、不断水工法を用いて配水本管布設替工事を行っている。 局積算基準（開削編）では、単価設定について、局設計単価表、東京都関係部局設定単価表、物価資料等掲載価格、特別調査の順に決定し、これにより難い場合は、公表価格又は見積りによるものとされている。見積りによる単価設定を行う場合には、内容を十分精査し、信頼性を確認の上、見積りの異常値を排除した平均値をもって設定することが原則とされている。 本工事の不断水工法の積算について見ると、次のことが確認された。 ①　材料費は特別調査により単価設定を行っている。 ②　施工費については、材料費と施工費とで構成される見積りを２社から取得し、このうち施工費について、その平均値ではなく、１社の価格を減額査定し、採用価格としている。 材工不可分である工事において、採用された施工費の見積りと、特別調査に基づく材料費とを組み合わせて算出した費用では、製作会社が対応できない可能性があり、合算した金額が妥当なものであるか合理的な判断ができない。 局は、配水本管布設替工事における不断水工法の積算方法について検討が望まれる。	多摩水道改革推進本部施設部は、令和５年１２月１８日付通知文により、建設部技術管理課に対し、不断水工法の価格設定方法について検討依頼を行った。 引き続き、局内関係部署と連携して、改善に向けた取組を始めた。 【２－イ】 局は、令和６年１月１２日付通知文により、局内に対し監査結果を通知し、指摘事項の周知徹底及び注意喚起を行った。【２－エ】
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
								○		◎	

51	水道局	施工条件に基づく計画書の作成及び変更協議を適切に行うべきもの	1				2				局は、工事請負契約により、配水小管の布設替工事を行っている。 本契約の特記仕様書では、そのうち１区域について施工条件として地下水位を地盤面から深さ０．８ｍと設定し、地下水位よりも深く掘削する場合には土留工などの対策をすることや、試験掘の結果又は施工時において、地下水位に係る施工条件に変更が生じた場合には、監督員と協議することと記載されている。 また、局配水管工事標準仕様書では、施工計画書は契約図書に基づき作成し、遵守するものとされている。 さらに、局工事請負契約設計変更ガイドラインでは、正式な書面による指示等により施工した場合には、設計変更ができるとされている。 本契約の工事関係書類について見ると、次の不適切な点が認められた。 ①　施工計画書には、土留工について、施工条件として設定された地下水位の影響を受ける掘削深さ０．８ｍから１．５ｍまでの箇所の土留工の設置等の対策についての記載がなく、施工計画書が特記仕様書の施工条件と整合した内容となっていない。 ②　施工条件として地下水位を０．８ｍに設定した全箇所において地下水位が確認されず、当初の施工条件と実際の現場状況が大きく異なることが判明した。 しかし、局は、特記仕様書に基づく地下水位に係る施工条件の変更協議を行っていない。監査日現在、正式な書面による協議を行わないまま、延長約８００ｍに及ぶ土留工の大部分を取り止めて施工を進めていた。 工事着手前に書面による施工協議を行わず、施工結果をもって、施工変更協議及び設計変更を工期末に一括して行おうとした場合、減額となる変更金額についての受発注者間での協議が整わず、設計変更の実施に支障をきたす可能性がある。 局は、施工条件に基づく計画書の作成及び変更協議を適切に行われたい。	給水部は、令和５年１０月２７日の工事担当課長代理会議において、局工事請負契約設計変更ガイドラインの内容等、設計変更事務手続について、施工条件に基づく計画書の作成及び変更協議を適切に行うように周知徹底を図った。【２－エ】 また、給水部は、令和６年１月２５日、工事監査における指摘事項及び給水部系列へ周知徹底した内容について、関係他部へ情報提供を行った。 【２－エ】 給水部は、土留工の金額の増減方法について、施工前に明確に受発注者間で合意がなされるよう、令和６年３月７日、工事担当課長代理会議において、設計図面等の設計図書の記載内容について見直しを行う方針を決定した。 【２－ウ】 局は、令和６年１月１２日付通知文により、局内に対し監査結果を通知し、指摘事項の周知徹底及び注意喚起を行った。【２－エ】
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
									○	◎	

52	水道局	道路占用（変更）申請を適切に行うべきもの	局は、企業者専用橋において、工事請負契約により、落橋防止装置の新設などの耐震補強工事を行っている。 耐震補強工事の施工に当たっては、落橋防止装置の新設部分などが道路占用範囲に追加されることから、道路占用（変更）申請が必要となる。 本契約に係る道路占用の調整状況を見ると、起工前に、局は建設局建設事務所と都道上での規制作業などの施工協議は行っていたものの、本案件の占用事務を取り扱う建設局本庁主管部への道路占用（変更）申請を行っていなかった。起工後、局は道路占用（変更）申請手続を開始したが、手続に時間を要し、工事着手日までに道路占用（変更）申請の許可が得られず、着手後すぐに工事を中止していた。 仮に、道路占用（変更）申請を適切な時期に行っていた場合、６０日間の工事中止が不要となり、その経費を削減できることから、不経済支出となっている。 局は、道路占用（変更）申請を適切に行われたい。	南部支所配水第一課は、令和５年６月２７日、設計業務に関わる職員及び東京水道（株）水道技術本部管路整備部小管設計第二課に対し、工事監査の指摘事項及び再発防止の通知文を配布するとともに、令和５年６月２８日、所（課）内会議において、指摘事項の概要及び再発防止へ向けた周知徹底を図った。【２－エ】 南部支所配水第一課は、毎月開催する設計ミーティングにおいて、令和５年７月２５日（第５回）開催分から、ミーティング資料に、占用許可の必要性の有無を確認する占用許可要否欄を追加した。 また、占用許可が必要な場合、占用許可書が交付されるまでの経過を担当者から報告させ、占用許可が不要な場合には、管理者との調整状況について議事録等による確認を行うこととした。さらに、これらの確認を関係職員全員で実施し、チェック体制の強化を図った。【２－ウ】 給水部は、関係課長代理会において、工事監査の指摘事項及び再発防止について周知を図った。【２－エ】 局は、令和６年１月１２日付通知文により、局内に対し監査結果を通知し、指摘事項の周知徹底及び注意喚起を行った。【２－エ】										
	1				2							
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ				
							○	◎				
53	下水道局	（見積りによる単価設定及び設計変更について）見積書による単価設定を適正に行うべきもの	局は、工事請負契約により、既設沈砂池ポンプ棟や既設発電機棟の耐震補強などの工事を建築工事と土木工事の合併工事で行っている。 本契約におけるコンクリート塊の処分に係る運搬費の単価を確認すると、３社の見積りを平均した価格によって、１㎥当たりの単価を設定している。 局は、そのうち１社の見積りを誤って１０倍の金額とし、平均値の算出を行ったため、予定価格が過大なものとなっている。 局は、見積書による単価設定を適正に行われたい。	局は、令和５年１２月８日に工事監査フォローアップ研修を実施し指摘内容を周知した。【２－エ】 建設部は、令和５年６月８日に開催した設計関連課長会、同年７月６日に開催した部門所長会及び同年８月２日に開催した工事主幹課長会において、違算が及ぼす影響等について周知した。【２－エ】 建設部土木設計課は、令和５年７月２８日に工事監査の指摘内容等について職場研修を実施した。【２－エ】 土木設計課は、令和５年８月１４日に見積採用単価分析表（見積平均値を算出するエクセルシート）において、単価の異常値が入力された際に注意喚起が表示されるよう改善した。また、積算チェックリストに、見積書の単価と平均値算出用の単価が一致していることを確認する項目を新たに追加し令和５年８月２２日から運用を開始した。【２－ウ】										
	1				2							
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ				
							○	◎				
54	下水道局	（見積りによる単価設定及び設計変更について）入札制度の趣旨を踏まえ、設計変更の取扱いを適正に行うべきもの	局は、工事請負契約により、既設沈砂池ポンプ棟や既設発電機棟の耐震補強などの工事を建築工事と土木工事の合併工事で行っている。 本契約の設計変更について確認したところ、コンクリート塊の運搬について、履行すべき契約内容を定める設計図書に変更がないにもかかわらず、契約約款第１８条を根拠に設計変更手続を実施し、予定価格を算出する際に本来採用すべきであった単価を用いて金額を算出し、契約金額の変更を行っている。 契約約款第１８条は、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更した上で必要な契約金額を変更する規定である。コンクリート塊の運搬について、設計図書の変更が何ら生じていないにもかかわらず、この契約条項を根拠規定として、契約金額の変更を行っていることは、適正でない。 設計金額の積算誤りのみを理由として、設計図書の変更を伴わずに契約金額を変更することは、制度的には本来想定されておらず、設計図書により定めた契約の目的物を確実にかつ最も経済的に入手することを目的とする入札制度の趣旨を阻害しかねない。 局は、入札制度の趣旨を踏まえ、設計変更の取扱いを適正に行われたい。	局は、令和５年１２月８日に工事監査フォローアップ研修を実施し指摘内容を周知した。【２－エ】 建設部は、令和５年６月８日に開催した設計関連課長会、同年７月６日に開催した部門所長会及び同年８月２日に開催した工事主幹課長会において、設計図書の変更を伴わない積算誤りの取扱いについて留意するよう注意喚起を行った。【２－エ】 建設部土木設計課は、令和５年７月１１日に開催した課長代理会において、設計変更の取扱いにおける留意点を改めて周知するとともに、同月２８日に職場研修を実施して、本事例を共有し、設計図書の変更を伴わない設計変更を行わないよう職員に注意喚起した。【２－エ】 局は、令和５年１２月１８日に、局電子図書館の工事監査上問題となった事例集に、本事例及び設計変更における注意点を追加掲載し周知することで情報共有を図った。【２－ウ】										
	1				2							
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ				
							○	◎				
55	下水道局	有料道路利用料に係る諸経費の積算を適正に行うべきもの	局は、水再生センターにおいて、工事請負契約により、放流渠の新設工事を行っている。 このうち、現場から発生する土砂の一部に特別管理産業廃棄物（感染性）が混入していることを過年度工事で確認していることから、西日本に所在する受入れ可能な施設に大型車で運搬、処分することを想定し工事を発注している。 局積算基準（土木工事編）では、諸経費は、直接工事費等の各費用に対し、同基準に定める過去の実績等に基づく比率を乗じるなどし、計算することとしている。比率による諸経費の計算に当たり、率計算の対象となる費用のうち、処分費及び有料道路利用料等については、その合計額に対して限度額を定め、限度額を超える費用については、率計算の対象外としている。 本契約における諸経費の計算について見ると、諸経費限度額を超過する処分費については、率計算の対象外としていた。 有料道路利用料については、内訳書に項目がなく、積算基準に従い当該費用を対象外として率計算を行っているか否か不明であった。 当該運搬については、過年度工事の運搬実績等から有料道路の利用が想定され、見積段階で有料道路利用料の内訳明示を求めるなど、積算基準に則った諸経費の計算を行う必要があった。 局は、有料道路利用料に係る諸経費の積算を適正に行われたい。	局は、令和５年１２月８日に工事監査フォローアップ研修を実施し、本事例の共有及び処分費等の積算における有料道路利用料を運搬費から切り離す留意点の説明により、職員の技術力向上を図り、再発防止策を講じた。次年度以降においても、年度当初に毎年実施している工事監査説明会等を活用し、今回の事例について関係職員に周知していく。【２－エ】 流域下水道本部設計課は、課内で、令和５年８月１日に指摘事項を周知し、有料道路利用料に係る諸経費の計算における留意点を注意喚起し、同年１２月１５日に上記研修内容を再周知した。【２－エ】 流域下水道本部設計課は、詳細な見積りの取得のため、令和５年８月２５日に見積依頼書に有料道路利用時の注記を追加した。【２－ウ】										
	1				2							
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ				
							○	◎				

番号	対象局（団体）	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
56	下水道局	起工前の関係法令に関する手続及び設計条件の設定を適正に行うべきもの	局は、工事請負契約により、ポンプ所において発電機棟などの建設工事を行っている。 本契約について確認すると、次の不適正な点が認められた。 ①　局工事施行規程では、工事の円滑な施行を図るため、工事の施行前に所定の手続を経て、関係行政機関の許可、認可、承認等を得ることと定めている。 しかし、本契約では、建築基準関係規定に関する審査で適合することが認められたときに交付される確認済証を起工前に取得できていない。 ②　施行規程では、設計完了時までに、工事施行の時期、施設の移設、撤去及び埋設その他工事の施行について関係部署と調整することを定めている。 そのため、設備機器の荷重等、重要な設計条件の一つである設備条件について、起工前に局内の関係部署と十分な調整を行った上で、設計条件を適正に設定し、建築物の実施設計を完了させる必要がある。 本契約では、契約直後に起工時の設備条件について変更が生じたため、工事を一時中止し、荷重の増加等による杭基礎を含めた構造等の変更設計と法令審査等の一部やり直しを行っている。この法令審査等の一部やり直し等に加え、受注者との変更協議などにより、工事中止期間は約２年に及ぶものとなった。 構造等の変更設計は委託で行っており、それに要した費用及び今後定まる中止に係る経費等が削減できるため、当該費用は不経済支出に該当する。 局は、起工前の関係法令に関する手続及び設計条件の設定を適正に行われたい。	局は、令和５年１２月８日に工事監査フォローアップ研修を実施し指摘内容を周知した。【２－エ】 建設部は、設計時点において、施工や維持管理の確実性及び容易さ、経済性及び耐震性を考慮した上で必要な設計条件を設定するよう、令和５年８月２８日付通知文により、土木・建築・設備の３職種合同で設計部署内に周知した。【２－エ】 建設部土木設計課は、令和５年４月２５日に開催した課長代理会において、設計条件の設定を適正に行うべきことについて改めて周知し、注意喚起した。また、令和５年７月２８日に工事監査の指摘内容等について職場研修を実施した。【２－エ】 建設部設備設計課は、設備条件の変更による建築物の構造等の設計変更を防止するため、令和５年４月２６日に開催した課長代理会において、設備条件の提示を適正に行うべきことについて改めて周知し、注意喚起した。【２－エ】 土木設計課は、設計完了時点で確認済証を取得することや設定荷重や開口等が設備条件と整合していることなどを確認するため、設備再構築に伴う建設工事の実施設計チェックリストを新たに作成した。令和５年８月２２日に開催した課長代理会において、チェックリストの運用を周知しチェック機能の強化を図った。【２－ウ】
	措置区分			
	1：ア □　イ □　ウ □　エ □	2：ア □　イ □　ウ ○　エ ◎		
57	教育庁	土壌汚染調査委託料の積算を適正に行うべきもの	庁は、委託契約により、特別支援学校の改築工事に先立ち土壌汚染調査を委託している。 委託料の積算における土壌分析費を確認したところ、次の不適正な点が認められた。 ①　仕様書に記載されておらず、分析する必要のない有害物質についての分析費が計上されている。 ②　本契約の土壌分析費は、土壌汚染調査委託単価表により算出されており、同単価表では、試料数に応じて分析費の単価が設定されているが、実施数量より少ない試料数に応じた割高な単価を設定している。 これらのことから、予定価格が過大なものとなっている。 庁は、土壌汚染調査委託料の積算を適正に行われたい。	都立学校教育部は、土壌汚染調査委託料の積算を適正に実施するために、委託仕様と積算内訳に相違がないことの確認や、土壌汚染調査委託単価表に基づき適正な単価の採用確認をすること等をチェック項目とした「土壌汚染概況調査委託」予定価格積算単価確認表を新たに作成し、契約起案時に複数人によるチェックの徹底を行い、令和５年度から運用している。【２－ウ】 また、都立学校教育部は、令和５年３月１３日に特別支援教育課施設担当者会、同月２０日に高等学校教育課施設担当者会により、指摘内容及び「土壌汚染概況調査委託」予定価格積算単価確認表を活用することを周知し、注意喚起を行った。【２－エ】
	措置区分			
	1：ア □　イ □　ウ □　エ □	2：ア □　イ □　ウ ◎　エ ○		

〔令和５年財政援助団体等監査〕

番号	対象局（団体）	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
58	生活文化スポーツ局（学校法人三育学院）	授業料減免に係る私立学校経常費補助金を返還すべきもの	局は、私立学校経常費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）により、学校法人が定めた授業料減免規程に基づき、補助金交付年度の前年度に「家計状況」を理由として授業料を減免している場合、減免実績額の３分の２の額を経常費補助金として交付している。 学校法人三育学院（以下「法人」という。）が定めた東京三育小学校の授業料減免規程（奨学金制度）によれば、保護者の収入に比し、複数の子どもの学費の負担がかかり経済的に援助が必要であることを申請資格としており、申請希望者は所得に関する証明書を提出することとしている。 そこで、令和４年度の補助金の交付状況について見たところ、東京三育小学校には、令和３年度の減免実績２件の合計額４８万円を対象として、３２万円が交付されていた。 このうち、１件の決定手続において、①所得に関する証明書を提出させていないこと、②申請者である保護者の子どもが１名であり申請資格がないことが認められた。 これについては、授業料減免規程による適正な申請手続を経た減免になっていないことから、要綱に基づく補助金の交付対象とは認められず、これに係る補助金２４万円が過大となっていることは適正でない。 法人は、過大に交付された補助金を返還するとともに、今後は、授業料減免規程に基づき適正に減免額を決定した上で、要綱に基づく適正な補助金申請を行われたい。 局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、法人に対し、補助金の返還を求められたい。	局は、過大に交付された補助金２４万円について、学校法人三育学院に対して返還を求めた。同法人からは、補助金の返還及び事務の改善に係る顛末書が提出され、令和６年２月２９日に返還された。【１－ア】 局は、授業料減免規程による適正な申請手続を経た減免額が申請されるよう、令和６年度より「私立学校教育助成金調査表（Ｂ表）記入の手引き」に「実際に規程に基づく授業料の減免を行った場合に補助の対象になります。」と留意点を追記することとした。【２－ウ】
	措置区分			
	1：ア ◎　イ □　ウ □　エ □	2：ア □　イ □　ウ ○　エ □		

59	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	1				支援業務の実態に合わせ適正な契約を締結すべきもの	2				財団は、アーツカウンシル東京事業実施に関する支援として、委託契約を締結し、アーツカウンシル東京機構の各部課に人員を配置して、事業運営管理業務等の業務を行わせている。 ところで、厚生労働省は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）の施行に伴い、労働者派遣事業に該当するか否かの判断を的確に行う必要があるため、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（以下「基準」という。）を告示している。 基準によると、第二条に定める要件を全て満たしていなければ、労働者派遣事業を行っているものとするとしている。 財団は、この契約を委託であるとしているが、履行状況を確認したところ、基準により委託として認められる要件を満たしておらず、労働者派遣事業を行っていることとなるため、委託として契約していることは適正でない。 財団は、受託者に従事させる業務や管理方法を整理し契約内容を明確にするとともに、労働者派遣法に沿って適正な契約を締結されたい。	財団は、指摘のあった各支援業務について、令和６年２月１３日及び１５日付けで、令和６年度からの労働者派遣契約を行うことと決定した。 【２－イ】 令和５年１２月１９日に全館の管理職で構成する財団連絡会議において、適正な委託契約について周知・徹底するとともに、同月２１日には、全館の管理係長・経理係長に対しても同内容を周知・徹底した。 加えて、令和６年２月９日開催の経理担当者会議においても、適正な委託契約について改めて周知・徹底した。 【２－エ】
		ア	イ	ウ	エ		ア	イ	ウ	エ					
								◎		○					
60	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	1				産業廃棄物を適正に処分すべきもの	2				財団は、東京都江戸東京博物館において、大規模改修に伴い、既存の収蔵庫等の解体等業務を委託により実施している。 ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によれば、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならず、また、廃棄物の運搬・処分を委託する場合は、許可を受けた者にそれぞれ委託しなければならないと定めている。 解体により発生する産業廃棄物の処分について見たところ、受託者が排出事業者として廃棄物処理業者に収集運搬及び中間処分を委託している。 しかしながら、この場合、発生する産業廃棄物の排出事業者は財団であるから、財団が廃棄物処理業者に直接委託すべきであるが、財団はこれをしておらず、適正でない。 財団は、産業廃棄物を適正に処分されたい。	財団は、令和５年１２月１９日に全館の管理職で構成する財団連絡会議において、廃棄物の処理に関する手続を周知徹底するとともに、同月２１日には、全館の管理係長、経理係長に対しても同内容を周知徹底した。 加えて、令和６年２月９日開催の経理担当者会議においても、廃棄物の処理に関する手続を改めて周知徹底した。【２－エ】
		ア	イ	ウ	エ		ア	イ	ウ	エ					
										◎					
61	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	1				耐震化工事の実施に当たり天井の落下防止等に必要な施工内容を確認すべきもの	2				財団が指定管理者として管理している東京都庭園美術館には、国の重要文化財の茶室があり、来館者の通常の見学に加え、事前申込みをした来館者等に利用されている。 茶室の天井のうち約４㎡は、聚楽土（じゅらくつち）を塗った土塗天井であるが、令和４年５月に崩落し、財団及び局は、安全管理のための対応を行ったとしている。 崩落の原因について財団は、前日の地震（震度２程度）の揺れ等と考えられるとしているが、局は平成２７年度から平成２８年度に茶室の耐震化工事（以下「耐震化工事」という。）を行っており、天井も改修している。 財団が天井の崩落について耐震化工事の受注者に確認したところ、天井は多層構造となっており、下地（①）の取付け数量・位置等と、生漆喰（きじっくい、②）が木摺り（きずり）の隙間上部に十分な量で押し出されていることが、天井の強度を確保するために重要であるとしている。受注者は、①及び②の施工内容に不備があったとして、手直しを行っている。 本来であれば、耐震化工事の実施時に、施工計画に①から②の落下防止及び耐震性向上に必要な施工内容を受注者に記載させ、局が確認している必要がある。 しかしながら、耐震化工事の施工計画や記録には、壁、天井を含めた左官工事全般の仕様については記載があるものの、①から②の施工に係る記載がなく、局は落下防止及び耐震性向上に必要な施工内容を施工計画により確認していない。 局は、耐震化工事の実施に当たり、天井の落下防止及び耐震性向上に必要な施工内容を確認されたい。	局は、令和５年１２月２１日に開催した文化施設整備担当ライン会において指摘事案を共有し、担当課長から、今後は工事の目的に沿う施工内容を施工計画書に記載し確認することについて、担当職員に注意喚起した。 【２－エ】
		ア	イ	ウ	エ		ア	イ	ウ	エ					
										◎					

62	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	契約事務を財務規程の趣旨に沿って行うべきもの	入札により契約の相手方及び契約金額を定めるに当たっては、契約により物品又はサービスを調達する必要がある事業担当が、契約金額の上限となる推定金額と調達するサービス等の内容を明確にした仕様書を定めて、実施起案をして決定したのち、契約の締結を担当する者（以下「契約担当者」という。）に契約の締結を依頼する。契約担当者は事業担当からの契約締結依頼に基づき、契約起案をして、入札参加者を選定し、入札を行って、最も低い金額を入札書により提示した者と入札金額により契約する手続（以下「契約事務」という。）を行う。 このような事務手続を行う趣旨は、事業担当を契約事務に関与させず、契約担当者が一定の基準により入札参加者を選定することで、契約締結に伴う透明性と公平性を確保し、事故の発生を予防するところにある。 また、目的とする物品やサービスを、入札を行うことで経済的に調達するためには、調達するサービス等の内容を仕様書により明確にする必要がある。 そこで、財団における契約事務について見たところ、次のとおり、契約事務の趣旨に沿っていない事務となっているものが見受けられ、適正でない。 ・　契約事務について 東京都現代美術館は、企画展に係るプレス内覧会等の運営業務を特命で委託している。この契約について、契約台帳には、請書の契約金額や実際の支払額と異なった契約金額が記載されている。 このことについて、財団は、事業担当が行う実施起案の決定過程において契約担当に回付して契約台帳に記入した後、推定金額の積算に計算誤りが判明したため、起案しなおした結果、契約金額と契約台帳記載額が異なることとなったとしている。 本来であれば、事業担当が実施起案の決定後、随意契約の締結依頼を受けた契約担当者が見積書を徴した上で、契約書または請書を作成し、契約金額等を契約台帳に記録するべきものであるが、財団の説明では、このような契約事務の仕組みが機能していないこととなり、適正でない。 ・　仕様書の記載内容について 財団は、江戸東京たてもの園収蔵建造物補修工事の実施設計を、委託により実施している。財団は、委託内容として対象建物及び修復項目を示すべきところ、修復項目を記載しておらず、仕様書上、設計内容が明確に定められていないこととなり適正でない。 （次頁へ続く）	財団は、令和５年１２月１９日に全館の管理職で構成する財団連絡会議において、契約事務の趣旨について周知徹底するとともに、同月２１日には、全館の管理係長、経理係長に対しても同内容を周知徹底した。 加えて、令和６年２月９日開催の経理担当者会議においても、契約事務の趣旨について改めて周知徹底した。 【２－エ】													

62	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	契約事務を財務規程の趣旨に沿って行うべきもの													
			1				2								
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ					
										◎					
63	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	（ネットワーク整備工事について）契約の目的に沿って履行されるよう仕様書の内容を明確に記載すべきもの													
			1				2								
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ					
										◎					

（前頁から）
・　業務内容の変更について
財団の委託契約の業務内容について、次のとおり、適正でない点が見受けられた。
①　財団は、大規模文化事業助成を行うこととし、この助成事業の運営について、委託契約を締結している。
②　財団は、財団が運営する文化施設において、委託契約を締結し、各館来館者の満足度を把握するとともに、文化施設が直面している課題についてテーマを絞った調査を行うこととしている。
財団は、いずれの契約についても、仕様書と異なる内容の業務を行わせている。しかしながら、財団は業務内容を変更するに当たり、委託契約の契約変更手続を行っていない。

財団は、契約事務を財務規程の趣旨に沿って行われたい。

財団は、財団のコレクション、展覧会、公演等をデジタル化し、オンライン上で公開するほか、最先端技術を活用した新たな芸術文化の鑑賞体験を提供するために、各美術館等に事業系ネットワークの整備を行っている。
令和４年度に、財団は、事業系ネットワークの整備内容や運用保守の仕様を検討するためとして、令和４年度「TOKYOスマート・カルチャー・プロジェクト」事業系ネットワーク整備の仕様策定支援業務委託契約で、①整備するネットワークの要件の洗い出し②ネットワーク構成や資材の仕様を同時に行うこととしているが、ネットワークの用途、利用場所等を仕様書により具体的に示していない。
また、財団は、館を含めた業者との打合せにおいて共通認識を得ているとしているが、東京都庭園美術館及び東京都写真美術館については契約後に打合せをした記録があるものの、江戸東京たてもの園、東京文化会館については記録を残していない。
これらのことから、明確に定めた仕様書に基づき入札を行っておらず、また、契約の履行確認も仕様書に基づき行っていないこととなり、適正でない。
財団は、契約の目的に沿って履行されるよう、仕様書の内容を明確に記載されたい。

財団は、令和５年１２月１９日に全館の管理職で構成する財団連絡会議において、明確な仕様内容を定める必要性について周知徹底するとともに、同月２１日には、全館の管理係長、経理係長に対しても同内容を周知徹底した。
加えて、令和６年２月９日開催の経理担当者会議においても、明確な仕様内容を定める必要性について改めて周知徹底した。【２－エ】

64	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	（ネットワーク整備工事について）契約事務の趣旨に沿った手順でネットワーク整備工事を行うべきもの	財団は、財団のコレクション、展覧会、公演等をデジタル化し、オンライン上で公開するほか、最先端技術を活用した新たな芸術文化の鑑賞体験を提供するために、各美術館等に事業系ネットワークの整備を行っている。 令和４年度に、財団は、事業系ネットワークの整備内容や運用保守の仕様を検討するためとして、令和４年度「TOKYOスマート・カルチャー・プロジェクト」事業系ネットワーク整備の仕様策定支援業務委託契約で、仕様書により「整備委託先候補者の見積内容の精査」と「見積内容の前提となるネットワーク技術の解説や要件充足度合いの客観的評価」を行うものとしている。 財団は、財務規程第４０条により、財団の契約は指名競争入札により行うとしている。 しかしながら、仕様書策定支援では、事業担当が整備委託先候補者から見積りを徴することを前提としており、この委託で事業担当が整備委託先候補者を決めることは、以後の整備工事の入札参加者の選定に影響を与えることから、入札により契約の相手方を決定する契約事務の趣旨を阻却することとなる。 そこで、財団は、契約担当者が整備工事の入札参加者を適正に選定できる方法によりネットワークの仕様を明確にする必要があるが、そのためにはネットワークの用途や利用場所等を明確にした仕様書によりネットワーク設計委託を行って、整備するネットワークの内容を設計した後、設計書に基づいて整備工事を発注するべきである。 財団は、契約事務の趣旨に沿った手順でネットワーク整備工事を行われたい。	財団は、令和５年１２月１９日に全館の管理職で構成する財団連絡会議において、明確な仕様内容を定める必要性など、契約事務の趣旨について周知徹底するとともに、同月２１日には、全館の管理係長、経理係長に対しても同内容を周知徹底した。 加えて、令和６年２月９日開催の経理担当者会議においても、明確な仕様内容を定める必要性など、契約事務の趣旨について改めて周知徹底した。 【２－エ】
			1				2									
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ						
										◎						
65	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	ミュージアムショップ等の運営を効率的に行うべきもの	東京都庭園美術館は、正門横スペース改装等プロジェクトとして、旧朝香宮邸門衛所の一部をミュージアムショップとギャラリーを備えた施設としてリニューアルするため、改装工事を行っている。 監査日現在、工事は完了しているものの、ミュージアムショップ等として運営が行われておらず、館は、令和６年１月に開店予定としている。 本来、工事竣工後、速やかにミュージアムショップ等を運営できるよう、先立って出店者の選定手続を行うべきところ、館は、令和５年９月まで出店者の決定を行っておらず、効率的な運営となっていない。 館は、ミュージアムショップ等の運営を効率的に行われたい。	財団は、令和５年１２月１９日に全館の管理職で構成する財団連絡会議において、効率的な運営について周知徹底するとともに、同月２１日には、全館の管理係長、経理係長に対しても同内容を周知徹底した。 加えて、令和６年２月９日開催の経理担当者会議においても、効率的な運営について改めて周知徹底した。 【２－エ】
			1				2									
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ						
										◎						

66	都市整備局（公益財団法人東京都都市づくり公社）	電子情報処理委託契約の仕様書に特約事項を適正に定めるべきもの	公社の内部統制体制に関する規程では、理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、電子情報処理要綱（以下「要綱」という。）その他社内規程に基づいて行うこととされている。 要綱によれば、公社の情報処理システムの開発及び維持管理について、要綱に定める委託処理の基準を満たしたものを契約により委託するに当たっては、①秘密の保持、②目的外使用の禁止、③委託処理により生じたものの権利の帰属、④記録媒体及び記録物の保存の方法・期間、⑤電子情報処理システムを用いた電子情報に関する処理条件の５つの事項を特約しなければならないと定められている。 これらの事項が委託処理の契約に特約されているか、抽出により契約に係る状況を確認したところ、要綱に定められている上記①から⑤までの５つの特約事項全てを仕様書に定めた委託契約は認められなかった。 これは、特約事項の重要性について社内で十分に共有できておらず、また、現状、公社には電子情報処理に関する委託契約を行う際の標準的な仕様書がなく、要綱に定める特約事項を全て網羅しているかを確認できていなかったことによるものである。 公社は、電子情報処理委託契約の仕様書に特約事項を適正に定められたい。	公社は、電子情報処理に関する委託契約を行う際の標準的な仕様書として、５つの特約事項全てを網羅した「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を定め、今後契約する電子情報処理委託案件については、原則、本標準特記仕様書を適用することを、令和５年１２月１５日付通知文により社内周知した。【２－イ】 また、今後、電子情報処理に関する委託契約を行う際は、公社総務部の情報推進課に加え、企画経理課とも事前協議を行うことで、複数部署での特約事項の確認を着実に実施することとした。【２－ウ】
			1				2									
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ						
								◎	○							

67	都市整備局（公益財団法人東京都都市づくり公社）	委託業務における部分払を適正に行うべきもの	1				2				公社は、都から運営管理を受託している東京都建設発生土再利用センターの業務の一部を再委託している。 契約条項によれば、契約代金の支払について委託者が部分払を認めた場合、受託者は、毎月末以降において、当該月に業務が完了し検査に合格したものの契約代金を、委託者に請求することができることとされており、実際の支払状況は、当初の契約金額の２５％を四半期ごとに第３四半期分まで支払っていることが認められた。 そこで、支払の根拠となる検査調書等を見たところ、第１四半期分については、業務実績を示す書類が添付されておらず、実際に支払われた金額が妥当であるかどうかが確認できない状況となっていた。また、第２四半期分及び第３四半期分については、一部の業務の金額が誤って記載されており、正しい金額で算出を行うと、実際の支払額が業務実績に基づく金額を上回る状況となっていた。 第４四半期分の支払額も含めた契約期間内の合計の支払額については変更後の契約金額に適合しているが、業務途中において、業務実績を示す資料等の確認が必要であるという認識が欠けていること、実績に基づく金額の算出に当たり、積算単価の記載内容等に誤りがないかを精査する体制が築けていないことなど履行確認が形骸化していることにより、部分払が適正に行われていない状況が生じている。 公社は、委託業務における部分払を適正に行われたい。	公社は、令和６年１月１８日開催の所内会議において、監査結果を周知するとともに、部分払を行う際には、業務実績を示す書類及び正しい金額を記載した書類により、業務実績及びそれに伴う実績金額を適切に算出し、適正な請求金額となっていることを必ず確認しなければならないことを周知徹底した。【２－エ】 また、部分払を行う際の各完了検査時には、作業実績及びそれに基づく実績金額について、月間作業報告書等により公社職員が複数チェックし、記載内容等に誤りがないか精査することとした。【２－ウ】
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
									◎	○		
68	都市整備局（公益財団法人東京都都市づくり公社）	※事業用地の管理に係る工事の指示について	1				2				公社の事業推進部は、単価契約工事実施要領を定め、これに基づき単価契約工事を行っている。公社が行う単価契約工事は、総価契約工事では対応が困難な即時性があり小規模な工事を対象としており、部では、要領により、１回の指示金額の上限を２５０万円（消費税を含む。）としている。 この単価契約工事について、事業用地の管理に係る工事の指示を、指示書、工事写真等により確認したところ、先にアスファルト舗装を行った上で、数日内にアスファルト舗装を一部撤去してパイプ柵等を設置している工事が複数認められた。 公社によると、関係者から、アスファルト舗装を早期に施工するようになどの要望があり、それに対応するために工事の指示を分割することがあるとのことであるが、アスファルト舗装施工前にパイプ柵設置工事の指示を行っている事例もある。このような場合は、要望に応えつつも、アスファルト舗装を撤去することなくパイプ柵等を設置するなど、より効率的に工事を施工できる方策を検討すべきである。 公社は、事業用地の管理に係る工事について、より効率的な施工方法を検討することが望まれる。	公社の各防災まちづくり事務所では、所内会議（第一防災まちづくり事務所：令和５年１２月６日開催、第二防災まちづくり事務所：令和６年１月２３日開催）において監査結果を周知するとともに、単価契約工事実施要領に基づき適正に工事を行うことに加え、アスファルト舗装やパイプ柵等の管理工事を行う際に、用地担当と工事担当が連携して効率的な施工方法を検討するよう周知徹底した。【２－エ】 公社事業推進部では、令和６年１月２２日に施工方法検討書様式を新たに策定し、単価契約での管理工事の指示後、同じ場所もしくは隣接する場所で対応する必要がある場合は、用地担当者と工事担当者が関係者の要望を踏まえた効率的な施工方法を検討の上、経緯を含めた施工方法検討資料を作成し、主管課長の確認を取って工事指示の決定を行うこととした。【２－ウ】
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
									◎	○		

69	福祉局（社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会）	補助金を返還すべきもの（東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設））（ア）	1				2				局は、法人に対して、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）を交付している。 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会が設置する杉並育成園すだちの里すぎなみで、基本補助のうち生活介護人員配置体制加算及び就労移行支援において、誤った人数を実績として報告したことにより、実績額に誤りが認められた。 このため、令和３年度分で４万円が過大に交付されている。 法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。	障害者施策推進部施設サービス支援課障害者支援施設担当は過大に支出した補助金４万円について返還を求め、令和６年２月２８日に法人より返還された。【１－ア】 部は、交付申請書作成要領をわかりやすい表現に見直すなどの改訂を行った上で、サービス推進費交付対象施設に対し、令和６年２月１３日付通知文を発出し、適正な事務処理について注意喚起を行った。【２－ウ、２－エ】
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
			◎						○	○		
70	福祉局（社会福祉法人南東北福祉事業団）	補助金を返還すべきもの（東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設））（イ）	1				2				局は、法人に対して、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）を交付している。 社会福祉法人南東北福祉事業団が設置する障害者支援施設梅ヶ丘で、施設の努力・実績に対する加算のうちメニュー選択式加算（年額単価Ｉ）において、誤った人数を実績として報告したことにより、実績額に誤りが認められた。 このため、令和３年度分で４８万７，０００円が過大に交付されている。 法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。	障害者施策推進部施設サービス支援課障害者支援施設担当は、過大に支出した補助金４８万７，０００円について返還を求め、令和６年３月８日に法人より返還された。【１－ア】 部は、交付申請書作成要領をわかりやすい表現に見直すなどの改訂を行った上で、サービス推進費交付対象施設に対し、令和６年２月１３日付通知文を発出し、適正な事務処理について注意喚起を行った。【２－ウ、２－エ】
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
			◎						○	○		
71	福祉局（社会福祉法人東京都社会福祉事業団）	空調機改修等工事契約を適正に行うべきもの	1				2				片瀬学園は、学園内の空調機について改修工事等の契約を締結している。 これら契約について見たところ、既設機器の撤去及び処分（既設機器に係るフロン回収を含む）を行うこととしている。このため、フロン排出抑制法（以下「法」という。）に基づき、既設機器を第一種フロン類充填回収業者に園が自ら引き渡すか、引渡しを他者に委託し、適正な処理がなされたことを確認する必要がある。 契約の受注者は、回収業者ではないため、学園は法に定める委託確認書、再委託承諾書の交付等をし、回収が終わったら回収業者から引取証明書の交付を受けることとなるが、学園ではフロンに係る行程管理についての手続が行われておらず、監査日（令和５年１０月２３日）現在、処理の状況が確認できない。 また、いずれの契約においても仕様書で、工事箇所の工事前、工事作業中、工事後の写真撮影を行い、整理して提出することとしているが、学園は、これらが提出されていないにもかかわらず、履行完了として契約金額を支払っており適正でない。 学園は、空調機改修等工事契約を適正に行われたい。	学園は、既設空調機に充填されているフロン類が適正に回収されるための手続や、仕様書に定める写真等の提出を確実に受けて履行確認を適正に行うための手続を記載した特記仕様書を作成し、令和６年１月２４日以降に起案する空調機改修等の契約書に添付することとした。【２－イ】 令和６年１月２３日付通知文により、園長から学園職員に対し、フロン回収の行程管理票を徴取すること等の再発防止の取組について指示し、注意喚起を行った。【２－ウ、２－エ】 また、学園を運営する社会福祉法人東京都社会福祉事業団（以下「事業団」という。）は、令和５年１２月８日付経営者会議において「令和５年財援監査結果報告（案）」を示し、事業団内で同様の事案が起きないよう注意喚起を行うとともに、令和６年２月２８日付契約担当者向け事務説明会においても、改めて指摘事案を説明し、再発防止について周知した。【２－エ】
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
								◎	○	○		

72	福祉局（社会福祉法人東京都社会福祉事業団）	清掃業務委託契約に係る仕様書の作成を適切に行うべきもの	1				2				東京都八街学園では、児童棟に係る清掃業務を委託している。 仕様書を確認したところ、「児童棟の各寮について、月１回、担当者の指示する箇所を、指示する方法により清掃する」とのみ明記されており、具体的な清掃箇所や清掃方法等について記載されていないため、受託者が自ら行うべき仕事の割り当て、指示、作業スケジュールの作成や調整等ができないような仕様書となっていた。 また、業務の履行状況を見たところ、仕様書には記載がない、職員住宅について清掃業務を行ったとの報告がなされており、業務の指示その他管理を受託者が自ら行ったかを確認できない状況も認められた。 このことについて、園は、見積競争実施時において職員住宅を含めた実際の清掃箇所や清掃方法について、現場で具体的に説明した上で積算を依頼し、また、契約締結時に改めて業務内容を綿密に説明し打ち合わせており、受託者は清掃箇所・清掃内容を事前に十分に把握した上で業務を履行している、と説明している。 しかしながら、園が、清掃箇所や清掃方法等についてあらかじめ明確に定めず、受託者が自ら行うべき仕事の割り当て、指示、作業スケジュールの作成や調整等ができないような仕様書により契約を行っていることは、適切ではない。 園は、清掃業務委託契約に係る仕様書の作成を適切に行われたい。	園は、今回の監査結果を踏まえ、清掃業務委託契約において、受託者が業務の割り当て、指示、作業スケジュールの作成や調整等ができるよう、契約担当者が仕様書を改善し、清掃箇所、清掃方法等について明確に仕様書に定めるとともに、令和６年１月１０日付けで令和５年度の清掃委託の契約変更を行った。【２－イ】 また、再び同様の事案が発生しないよう、令和６年２月５日付通知文により、契約事務担当者向けに、業務委託契約を締結する際の仕様書作成時における注意事項を周知し、仕様書において作業箇所、作業内容等を具体的に定めること等について徹底を図った。【２－ウ】 園を運営する東京都社会福祉事業団（以下「事業団」という。）は、令和５年１２月８日付経営者会議において「令和５年財援監査結果報告（案）」を示し、事業団内で同様の事案が起きないよう注意喚起を行うとともに、令和６年２月２８日付契約担当者向け事務説明会において、改めて指摘事案を説明し、再発防止について周知した。【２－エ】
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
								◎	○	○		
73	福祉局（社会福祉法人東京都社会福祉事業団）	概算契約に係る事務手続を適正に行うべきもの	1				2				概算契約は、契約の目的の数量、単価等をあらかじめ確定することが困難なため、それらを契約履行の進行、あるいは履行完了の段階において決定することとし、契約締結時は概算金額として締結する契約である。 社会福祉法人東京都社会福祉事業団は、「経理事務の手引き」において、概算契約の手続について定めている。 八王子福祉園は、検査試薬資材の買入れについて、月毎に概算契約で行っている。そこで、この契約について見たところ、以下の点が認められた。 ①　手引では、月末に達したときに一括して支払うことと定めているが、令和４年１１月分の契約における支払の中に、同年１０月に既に納品された分の請求が含まれていた。 ②　手引では、発注に当たり、事前に契約担当者の承認を受けておくことと定めているが、承認を受けていることの確認ができない。 ③　手引では、予定価格（限度額）が５０万円以上の契約については、複数業者に見積を依頼することと定めているが、これを行っていない。 園は、概算契約に係る事務手続を適正に行われたい。	園は、令和５年１１月１日に開催した管理部門会議において、契約担当者による事前承認や支出時の発注内容と納品内容との照合などを徹底するよう周知した。【２－ウ、２－エ】 また、園を運営する事業団は、令和５年１２月８日付経営者会議において「令和５年財援監査結果報告（案）」を示し、事業団内で同様の事案が起きないよう注意喚起を行うとともに、令和６年２月２８日付契約担当者向け事務説明会において、改めて指摘事案を説明し、再発防止について周知した。【２－エ】
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
									◎	○		

74	福祉局（社会福祉法人東京都社会福祉事業団）	※検査試薬資材の買入れに係る概算契約について	1				2				八王子福祉園では、検査試薬資材の買入れに係る概算契約を、毎月、同じ受託者と締結して一連の契約手続を行っているが、契約期間を１年間とした１件の概算契約とすることにより契約に係る事務手続が効率化され、経理規程第７６条で定めている予定価格（限度額）に応じた業者数の見積書を徴取することとなるため競争性を図ることができる。 園は、検査試薬資材の買入れに係る概算契約について、見直し等の検討を行うことが望まれる。	園は、検査試薬資材の年間予定数量の予測など、検査部門等と継続的に打ち合わせを行い、１年間の契約期間とした１件の複数単価契約の締結を行うこととした。【２－イ】 園を運営する社会福祉法人東京都社会福祉事業団は、契約期間・契約の方法（複数単価契約等）など、買入れに係る概算契約について、必要な見直しを行い、契約の公平性・競争性を確実に図るよう徹底することとし、令和５年１２月８日付経営者会議において「令和５年財援監査結果報告（案）」を示し、事業団内で同様の事案が起きないよう注意喚起を行うとともに、令和６年２月２８日付契約担当者向け事務説明会においても、改めて指摘事案を説明し、再発防止に取り組んだ。【２－エ】
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
								◎		○		
75	福祉局（社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会）	適切な契約事務を継続的に行うべきもの	1				2				局は、東京都立東大和療育センター、東京都立よつぎ療育園及び東京都立東部療育センターの指定管理業務を社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会に行わせている。 東京都立東大和療育センター及び東京都立東部療育センター（以下「両センター」という。）に対しては、前回（平成２８年）の監査において、受託者以外の者でも十分に対応できる業務について、特命随意契約にて契約している事例に対し、契約事務を適切に行うべきものとして指摘を行っている。これを受け、両センターは、指摘対象の契約について、平成３０年度までに一旦は競争による契約としたところである。 そこで、両センターにおいて、引き続き適切に契約事務が行われているか確認したところ、東京都立東大和療育センター（以下「センター」という。）は、医事業務委託等の契約について、一旦は競争による契約としたものの、その際の落札者と、その後も特命随意契約として締結している状況が認められた。これらの契約について、特命随意契約としている理由を確認したところ、競争によらず、特定の１者のみを契約の相手方としている客観的な根拠が確認できなかった。 これは、契約の公正性、経済性が確保されておらず、適切でない。 センターは、競争による契約後に引き続き特命随意契約を行う場合には、あらかじめ期間を定め、毎年履行状況の評価を行い、特命理由を明確にするなど、適切な契約事務を継続的に行われたい。 局は、前回の監査においても特命随意契約について指摘があったことを踏まえ、再発防止の徹底を図るため、センターに対し、適切な契約事務が継続的に行われるよう、実効性ある指導を行われたい。	センターは、指摘の「設備管理業務委託」「医事業務委託」「通所者等の送迎バス運行業務委託」については、令和６年度契約分について指名競争入札によることとし、令和６年２月２１日に入札を実施し、契約事務の適正化を図った。【２－イ】 法人は、今回の指摘を受けて、令和５年１１月２日に経理事務マニュアルを改訂し、プロポーザル方式による入札の導入、特命契約理由を稟議書等で明確にすること等について規定した。【２－ウ】 また、令和５年１１月２４日開催の「施設長会議」において、全施設を対象に契約事務の適正化を図るよう周知徹底するとともに、特に、今回の指摘対象となった東大和療育センターについては、常務理事自らが同月２２日開催の幹部会に出席し、契約事務の適正化について指導した。【２－エ】 今後も、各種会議等あらゆる機会を通じて、契約事務の適正化について指導するとともに、契約台帳に基づき抽出方式で実際の契約状況を査閲、契約事務が適正に行われているか確認する等、法人本部の関与を強めていくこととしたい。 障害者施策推進部は、令和６年３月１日付通知文により、競争による契約後に引き続き特命随意契約を行う場合には原則３年を目安に見直しを行うべきこと、毎年度契約一覧を提出すべきこと等をセンター等に通知して指導した。【２－ウ、２－エ】
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
							○	◎	○			

76	福祉局（社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会）	1				2				供用物品に係る手続及び管理を適正に行うべきもの	局は、施設の指定管理に当たり、物品等の維持管理に関する業務を社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会に行わせている。毎年度における物品の管理手順は、物品取扱要領を定めており、次のとおりである。 ①　局が法人に対し、台帳とともに供用物品を引き渡す。 ②　法人は、供用物品整理簿を備え、常に数量、使用場所、使用状況の把握に努める。 ③　法人は、毎年度終了後、供用物品と台帳又は供用物品整理簿を照合し、局に対し、供用物品管理状況報告書により報告するとともに、年度中に取得した備品について、物品現在高調書兼物品引渡書により引き渡す。 また、局は、物品現在高調書兼物品引渡書に記載された備品について、物品管理システムに登録している。 そこで、東京都立東大和療育センターで、物品の管理状況を確認したところ、令和２年度に終了した大規模改修に伴い取得した備品について、監査日（令和５年９月１５日）現在、物品現在高調書兼物品引渡書による局への報告が行われておらず、物品管理システムに登録されていないことが認められたことは適正でない。 法人は、都民から負託された貴重な財産であるという認識の下、供用物品に係る手続及び管理を適正に行われたい。 局は、前回の監査においても工事や修繕で取得した財産管理についての指摘があったことを踏まえ、再発防止の徹底に向け、法人を適切に指導するとともに、工事や修繕の実績について様式を定めてセンターに確実な報告を求めるなど、実効性ある対策を講じられたい。	法人は、指摘対象の備品については、供用物品整理簿に漏れなく追加するとともに、令和４年度供用物品管理状況報告書を修正して令和６年２月１日に都に報告した。【１－イ】 障害者施策推進部は、指摘対象の備品については、令和５年１０月２０日に物品管理システムに登録した。 【１－ウ】 法人は、令和６年２月１日に所内打合せを行い、都作成の物品管理事務マニュアル（令和２年１月３１日策定）を施設内物品管理担当職員に再度周知した。【２－エ】 工事や修繕の実績について、都によって定められた様式を用いて、協定に基づいた都への報告を行う。 障害者施策推進部は、工事等の実績報告様式を新たに作成するとともに、令和６年３月１日付通知文により、センター独自で実施する修繕、工事について、様式を用いて都に報告するよう、センター等に周知した。 【２－イ、２－エ】 報告を受けた案件については、案件に応じて、公有財産台帳及び物品管理システムに登録する。
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
			◎	○			○		○								
77	産業労働局（公益財団法人東京観光財団）	1				2				企画提案方式で採用された企画を委託契約の特記仕様書に定めるべきもの	財団は、観光による新たな地域振興を推進するための各種助成事業の実施において、企画提案方式による契約の締結に当たっては、契約事務要領の中で、仕様書に定めのない事項について、採用企画を特記仕様書として定め、受託者に採用企画の履行を求める旨を定めている。 ところで、企画提案方式により締結した委託契約書を見たところ、採用企画の履行を求める定めがない等、適切でない状況が認められた。 企画内容の変更に際しては、協議過程を明らかにするとともに、委託者及び受託者双方による変更協議が整ったことを証する書面を交わすべきである。そのためにも、委託契約書において採用企画の実施を求め、その内容を特記仕様書に定めておく必要がある。 財団は、企画提案方式で採用された企画を委託契約の特記仕様書に定められたい。	財団は、令和５年１２月１５日に特記仕様書に関する社内研修を実施し、委託契約書において採用企画の実施を求め、その内容を特記仕様書に定めておく必要があることを周知した。 【２－エ】 また、特記仕様書の運用の徹底を図るため、令和６年１月４日付けで契約事務要領及び特記仕様書の様式をより実務に即した内容に改めた。 【２－ア、２－イ】 さらに、契約中である地域のサステナブル・ツーリズム推進事業業務委託契約において、受託者と企画内容の変更を明らかにするために令和６年１月３０日付けで覚書を締結した。 【１－エ】
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
					○	◎	○		○								

78	産業労働局（公益財団法人東京観光財団）	1				2				補助事業の審査に当たり補助目的に沿った設置基準を定めるべきもの	財団は、観光インフラ整備推進事業の一つとして、宿泊施設における防犯カメラ等設備の導入を推進することを目的に、宿泊施設における安全・安心向上支援補助金交付要綱に基づく補助を行っている。補助の対象となる防犯カメラ設備は、録画映像で個人情報を扱う可能性があることから、要綱第５条で画像記録装置・記録媒体を施錠等により防護された場所に保管することを要件としている。 そこで、宿泊施設Ａにおける審査状況について見たところ、図面の間取りから、壁に囲まれていない場所に画像記録装置・記録媒体が設置され、また、写真によっても施錠可能な場所であることが確認できない状況であった。このことについて、財団は、従業員が常駐しているため、施錠以外での手法で防護の目的が達成されているとしているが、防護の目的を達成できる場合について、施錠以外による機器等の具体的な基準を定めておらず、適切でない。 財団は、補助事業の審査に当たり、補助目的に沿った設置基準を定められたい。	財団は、令和５年１２月、防犯カメラ設備について、施錠以外による機器等の具体的な基準として、防犯カメラの運用マニュアルに添付する防犯カメラ設置事業における注意事項を定めた。【２－ア、２－ウ】
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
						◎		○									
79	産業労働局（公益財団法人東京観光財団）	1				2				（東京観光財団補助金について）補助金を返還すべきもの	局は、財団に対し、財団の管理運営に係る人件費等の経費を補助するため、補助金を交付している。 財団が局へ提出している令和４年度実績報告において、本来「自主事業」の区分に計上すべき一部の事業費を誤って「都費事業」に計上していることが認められた。このため、補助金が４５万５，０７３円過大な交付となっており、適正でない。 財団は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、財団に対し補助金の返還を求められたい。	財団は、令和６年１月１７日に誤って受領した補助金を返還する報告書を局に提出し、局は、同月１９日に財団に対し補助金の返還を求めた。 財団は、令和６年１月２３日に補助金を返還した。【１－ア】 財団及び局は、令和６年１月２５日の打合せにおいて、財団が算定根拠資料に作業手順を明記し、十分な事前確認を行った後に、局に確認を依頼すること及び局が資料の複数チェックを行うことで、財団と局でともに精査を徹底し、補助金対象経費の適正な算定を行うこととした。【２－ウ、２－エ】
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
		◎						○	○								
80	産業労働局（公益財団法人東京観光財団）	1				2				（東京観光財団補助金について）会計処理を適正に行うべきもの	局は、財団に対し、財団の管理運営に係る人件費等の経費を補助するため、補助金を交付している。 令和３年度の収支決算書における正味財産増減計算書内訳表の計上金額について見たところ、「観光財団管理運営補助金」の科目において、法人会計で経理すべき２５万１，７５０円が計上されておらず、「東京都観光・コンベンション振興事業補助金」の科目で計上しており、適正でない。 財団は、補助金に係る会計処理を適正に行われたい。	財団は、令和６年２月、会計処理について、チェックリストに財団管理運営費と観光財団管理運営補助金の項目を追加し、複数チェックを改めて徹底することとした。【２－ウ】
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ								
								◎									

81	産業労働局（株式会社東京ビッグサイト）	設備改修等に係る契約変更を適切に行うべきもの																
	1				2													
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ										
							◎	○										

会社は、東屋外駐車場の駐車管制設備を更新すると同時に、局が平成３０年度に実施した案内板等の改修工事の際には会社負担部分として未施工だった満空灯の電光表示パネル部分の設置及び配線工事を実施するため、契約を締結している。

会社工事を発注するに当たり、会社は、東屋外駐車場の駐車管制設備が、システム上、局が契約した工事により更新される駐車管制設備に接続しているため、局工事との同時施工により一体的に改修を進める必要があるとして局工事の工事受注者Ａを特命し工事を発注している。

会社工事の設計に当たり、設計業務の受託者は、局工事等のしゅん工図を基に設計するよう、会社から指示を受け、東屋外駐車場の満空灯について、電光表示パネルの設置及び東屋外駐車場から当該満空灯までの配線工事を設計した。

ところが、工事着手後に工事受注者Ａが現場を確認したところ、既に満空灯が設置され、東屋外駐車場の表示があることから、電光表示パネル部分についても工事が完了しているものと誤認し、会社に対して電光表示パネルは既に更新済みであると報告した。これを受け、会社は現地確認を行わないまま、満空灯の電光表示パネルの設置及び配線工事を不要と判断し、他の増減理由と併せて、令和４年８月３１日付けで減額の契約変更を行った。

このことは、会社が、契約変更に当たって、本来行うべき現地確認を行わず、また、満空灯の現況についても局が作成したしゅん工図で内容を十分に把握していなかったことに起因するものであり、これらの確認等を怠ったまま、満空灯の電光表示パネルの設置及び配線工事について誤った契約変更を行っていることは適切でない。

会社は、設備改修等に係る契約変更を適切に行われたい。

会社は、契約変更に係る現地確認等の実施日及び確認者を記録するチェックシートを新たに作成し、これを契約変更に係る稟議書に添付することを義務付けることにより、契約変更の際に現地確認等を遺漏なく行うことにした。また、令和６年１月に工事担当者業務マニュアルを改訂した。【２―ウ】

さらに、令和６年１月１８日に工事担当者を対象としたマニュアルの改訂に係る説明会を開催した。【２―エ】

82	教育庁（文化財保存事業費補助金交付４団体）	補助金交付要綱において補助対象経費に含まれる消費税等の取扱いを適正に定めるべきもの																
	1				2													
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ										
					◎													

補助対象経費に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含めて交付している補助金で、補助対象事業者が消費税の課税事業者である場合において、事業者が補助金交付後に消費税等の確定申告で課税売上高に対する消費税額から補助対象経費中の課税仕入れ等に係る消費税額を控除（以下「仕入税額控除」という。）して納税するときは、補助対象経費に含まれる消費税等を実質的に負担していないことになるため、当該控除額に対応する補助金額の返還を求めることが必要である。

このため、上記のような補助金で、補助対象事業者が補助対象経費中の消費税について確定申告で仕入税額控除を行う可能性がある場合は、上記の返還に関する手続規定を補助金交付要綱等に定めなければならない。

しかしながら、これを今回監査対象とした文化財保存事業費補助金について見たところ、都の要綱には該当規定がないことが認められた。

庁は、補助金交付要綱において補助対象経費に含まれる消費税等の取扱いを適正に定められたい。

東京都文化財保存事業費補助金交付要綱を令和６年３月２２日付けで改正した。

改正した内容については、事業者等が消費税等の取扱いを適正に行えるよう令和６年３月２２日付けで通知等により周知を行った。【２－ア】

〔令和５年行政監査〕

番号	対象局（団体）	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
83	生活文化スポーツ局（有明テニス・マネージメントチーム、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ） 1：ア［　］イ［　］ウ［　］エ［◎］ 2：ア［　］イ［　］ウ［○］エ［　］	（ホームページのバリアフリー情報について）障スポ・ナビのバリアフリー情報を正確に登録すべきもの	各指定管理者が行っている障スポ・ナビの登録状況を見たところ、監査日（令和５年９月１３日、２５日及び２６日）現在、バリアフリー化しているにもかかわらず、登録されていない項目があることが認められた。 障スポ・ナビは、障害者等がバリアフリー情報等をもとに希望に合うスポーツ施設を検索するなど、スポーツを始める際のきっかけとして、また、活動を深めるための一助として活用するものであり、施設のバリアフリー情報が実態と一致していない現状は、適切でない。 各指定管理者は、障スポ・ナビのバリアフリー情報について、定期的な確認を行い、施設の実態と相違がないか確認する仕組みを構築するなど、バリアフリー情報を正確に登録されたい。	各指定管理者は、TOKYOパラスポーツ・ナビ（旧障スポ・ナビ）のバリアフリー情報について、施設の実態と一致するよう、監査後速やかに修正を行った（東京体育館令和５年１１月１３日、東京武道館同年１２月１４日、有明テニスの森公園テニス施設同年９月１７日実施済）。【１－エ】 各指定管理者は、TOKYOパラスポーツ・ナビ（旧障スポ・ナビ）のバリアフリー情報と施設の実態との間に相違がないか定期的（年に１回）に確認し、施設の改修工事や修繕等により施設のバリアフリーの状況に変更があった際にも速やかに情報更新を行う仕組みの構築について、東京体育館及び東京武道館においては令和６年２月１日付通知文により、有明テニスの森公園テニス施設においては同月２日付通知文により周知を行った。【２－ウ】
84	生活文化スポーツ局（有明テニス・マネージメントチーム、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ） 1：ア［　］イ［　］ウ［　］エ［◎］ 2：ア［　］イ［　］ウ［○］エ［　］	※（ホームページのバリアフリー情報について）障スポ・ナビの登録に係るマニュアル等の充実について	障スポ・ナビの登録について、局は、障スポ・ナビホームページ入力システムマニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づき行うこととしており、障スポ・ナビのバリアフリー項目に係る定義や説明等については、障スポ・ナビバリアフリー項目に係る説明に記載されている。 障スポ・ナビに登録されているバリアフリー情報と施設の実態を見たところ、マニュアル等の各バリアフリー項目の定義や説明が不足しているものがあったため、障スポ・ナビに登録されているバリアフリー情報が正確性、統一性において十分でなく、利用者の誤解を招く恐れがあることが認められた。 局は、マニュアル等における各項目の定義や説明を充実させることで、各指定管理者による詳細かつ統一的なバリアフリー情報の登録を可能とし、利用者がより正確に施設のバリアフリー状況を把握できるよう情報発信することが望まれる。	局は、各公立スポーツ施設管理者による詳細かつ統一的なバリアフリー情報の登録が可能となるよう、説明書に「備考欄の記載方法」欄を追加し、バリアフリー情報の正確性等を欠いていた項目等について説明を充実させた上で、令和６年２月１４日付通知文により各公立スポーツ施設に対して周知を行った。【１－エ、２－ウ】 また、各施設がTOKYOパラスポーツ・ナビ（旧障スポ・ナビ）ホームページ画面を正確な情報に修正したことを確認した。【１－エ】 マニュアル等の内容は今後も随時更新を行い、毎年度、各公立スポーツ施設に対する周知を実施していく。【２－ウ】
85	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ） 1：ア［　］イ［　］ウ［　］エ［◎］ 2：ア［　］イ［　］ウ［○］エ［　］	※東京武道館のホームページについて	東京武道館のホームページには、バリアフリー情報として、「東京武道館は障害のある方にも安心してご利用いただける施設です」との記載があり、弓道場及び茶室（以下「弓道場等」という。）について、障害者の利用は可能とされている。 そこでこれらの状況を見たところ、階段や段差があり障害者が一人では利用しにくい状況であった。 局及び指定管理者はこれらについて ①　弓道場にある階段は、スタッフ等の補助が必要であるが臨時にスロープを作れる板が備え付けられている 　また、弓道場に付随している巻きわら場の段差は、スタッフの補助等により利用は可能である ②　茶室は、スタッフの補助等が必要であるものの利用可能である との見解であった。 しかしながら、弓道場等の案内には上記①及び②の説明は記載されていないことが認められた。 ホームページに弓道場等に関する上記の対応状況について記載するなど、提供している情報の追加をすることで障害者等へのサービス向上を図ることが可能となる。 局及び指定管理者はホームページの利用者がより正確に施設のバリアフリー状況を把握できるよう情報発信することが望まれる。	指定管理者は、東京武道館のホームページにおけるバリアフリー情報として、令和６年１月２２日付けで以下の案内を追記した。 ①　弓道場にある階段は、スタッフ等の補助が必要であるが、臨時にスロープを作れる板が備え付けられている。また、弓道場に付随している巻きわら場の段差は、スタッフの補助等により利用可能である。 ②　茶室は、スタッフの補助等が必要であるものの利用可能である。 【１－エ】 局は、武道館のホームページの利用者がより正確に施設のバリアフリー状況を把握できるよう、令和６年２月９日開催の指定管理者との連絡会で、ホームページで発信・提供しているバリアフリー情報の内容確認を行った。今後も定期的にパートナーシップ会議等を開催し、継続して確認を行う。【２－ウ】

86	生活文化スポーツ局（有明テニス・マネージメントチーム、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ）	※窓口における聴覚障害者への対応について	局が発行する「障害者のスポーツ施設利用促進マニュアル」（令和５年３月改定。以下「マニュアル」という。）によると、聴覚障害者は聞こえ方によって、コミュニケーションを、手話・音声・口話・読話、筆談等様々な方法で行っているため、コミュニケーション方法を複数用いることが望ましいとされている。聴覚障害者のコミュニケーションツールとして有効となる筆談具や遠隔手話通訳、音声認識で声を文字化するアプリケーションソフトウェアは、費用や労力において大きな負担はなく、導入しやすいものである。また、耳マークを窓口等に設置し、聴覚障害者へ配慮した対応ができることを表すことにより、聴覚障害者は安心して窓口等に訪れることができる。 これらのツールやマークは、マニュアルにおいても導入しやすい事例として記載されているものである。 そこで、各施設の窓口における聴覚障害者のコミュニケーションツール等の導入状況を確認したところ、監査日（令和５年９月１１日、２１日及び２６日）現在、導入されていないコミュニケーションツール等があることが確認された。 しかしながら、聴覚障害者が安心して利用できる環境を整備することで、聴覚障害者の利便性が向上し、結果として利用促進意欲向上による新規利用者の増加が見込まれる可能性があり、局の掲げる共生社会の実現及びパラスポーツの振興を図ることにつながるため、効率的かつ有効な手法があれば局や各指定管理者において積極的に情報を共有し、導入を進めることが重要である。 また、各指定管理者は、職員向けのバリアフリー研修を行っているものの、実際に窓口等でコミュニケーションツール等を使って対応する経験は少ないことから、コミュニケーションツール等の導入後において、バリアフリー対応に係る経験や課題、より効果的な運用等についても局や各指定管理者で情報共有を行うことが必要である。 局及び各指定管理者は、都のバリアフリーに関する施策や施設の経験等について情報共有を積極的に行い、聴覚障害者が安心して利用できるよう、より一層、窓口の環境整備を行うことが望まれる。	局と各指定管理者は、令和５年１０月２４日開催のパートナーシップ連絡会議において、遠隔手話通訳のツール等、コミュニケーションツール導入後の効果的な運用等に関して、情報共有を行った。さらに、各指定管理者は以下のとおり窓口の環境整備を行った。 ①　各施設において遠隔手話サービスのQRコードを受付窓口等に掲示 （東京体育館は令和５年１０月２０日付け、東京武道館は同月２３日付け、有明テニスの森公園テニス施設は同年１１月１４日付けで掲示） ②　東京武道館において令和６年１月２０日付けで窓口設置のタブレットに音声認識文字化アプリを導入 ③　有明テニスの森公園テニス施設の窓口において令和５年１１月１４日付けで「耳マーク」を掲示 【１－エ】 局は、指定管理者と令和６年２月９日の連絡会等を通じて、聴覚障害者が安心して利用できる環境の整備について情報共有を行い、適切な窓口対応に努めることとした。今後も定期的にパートナーシップ会議等を開催し、継続して確認を行う。【２－ウ】
	1				2															
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ												
				◎			○													

87	生活文化スポーツ局（有明テニス・マネージメントチーム、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ）	一時滞在施設の運営計画を適切に整備すべきもの	有明テニスの森公園テニス施設及び東京武道館は、発災時に帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設に指定されている。「一時滞在施設の運営マニュアル」によると、施設管理者（指定管理者）は、本マニュアルに基づき、平時に準備すべき事項と災害時の具体的な運用等の運営計画を施設ごとにあらかじめ作成しておく必要がある。 テニス施設及び武道館における運営計画を見たところ、必要とされる事項が定められていないことが認められた。 ①　両施設とも「優先スペース等要配慮者への対応」が定められておらず、テニス施設においては、「滞在者への情報提供の手順」、「備蓄品の配布手順」についても定められていない。 ②　一時滞在施設の運営準備として、発災時に迅速に施設を開始し、帰宅困難者を受け入れるために、あらかじめ待機するスペースを設定し、その一部を優先スペースにするなど、要配慮者、女性、性的マイノリティの方に配慮することとされているが、優先スペースなどが設定されていない。 各指定管理者は、一時滞在施設の運営計画を適切に整備されたい。	各指定管理者は、東京武道館では、一時滞在施設の運営計画について、令和６年１月２０日に「優先スペース等要配慮者への対応」を定めるとともに、要配慮者のための「優先スペース」を設定し整備を完了した。 有明テニスの森公園テニス施設では、一時滞在施設の運営計画について、令和６年３月２５日付けで、最新の「一時滞在施設の運営マニュアル」に則した運営計画の見直しを行い、要配慮者への対応、情報提供の手順、備蓄品の配布手順、優先スペースの確保などを策定した。【１－エ】 各指定管理者は、一時滞在施設の運営マニュアルの変更等に合わせ、随時運営計画の見直しを行うことについて、東京武道館では令和６年２月１日付通知文、有明テニスの森公園テニス施設では同月２日付通知文で周知した。【２－エ】
			1				2													
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ										
						◎				○										
88	生活文化スポーツ局（有明テニス・マネージメントチーム、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ）	事業所防災計画を適切に策定し遵守すべきもの	各指定管理者は、「東京都震災対策条例」に基づき、事業所防災計画を作成し、管轄の消防署へ届出を行っている。 事業所防災計画に規定すべき事項は、「東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示」に定められているが、東日本大震災に伴い、一部が改正され、従業員、児童、生徒等及び他の在館者（以下「従業員等」という。）の一斉帰宅の抑制に関すること等の項目が、規定すべき項目として追加されている。 この改正に伴い、都が作成した追加項目に係る作成例には、従業員等の一斉帰宅の抑制に関する項目として、従業員等に要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人等）が含まれている場合を考慮し、備蓄品の措置を講じておくこと等が記載されている。 有明テニスの森公園テニス施設においては、これらの定めに基づき、「震災時の活動計画（要配慮者に対する備蓄等）」として「乳幼児用食」「スプーン」の備蓄を行うことを防災計画に定めているが、監査日（令和５年９月１１日）現在、備蓄が行われていなかった。 また、東京武道館においては、追加で規定すべき項目について、防災計画の見直し及び届出が行われていなかった。 各指定管理者は、事業所防災計画を適切に策定し、遵守されたい。	各指定管理者は、有明テニスの森公園テニス施設において、「乳幼児用食」「スプーン」を令和５年１１月に購入し備蓄済である。 東京武道館においては、令和６年３月７日に、従業員等に要配慮者が含まれている場合の規定すべき項目を追記するとともに備蓄品等を整備し、同月８日付けで消防署に届出を行った。 【１－エ】 各指定管理者は、今後も届出等を適切に行うとともに、事業所防災計画に沿って適切な備蓄を行うことについて、東京武道館では令和６年２月１日付通知文、有明テニスの森公園テニス施設では同月２日付通知文で周知した。【２－エ】
			1				2													
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ										
						◎				○										

| | | |

92	住宅政策本部（東京都住宅供給公社）	（都営住宅敷地内の遊具点検について）定期点検の結果を有効活用し、巡回管理人による日常点検を適切かつ効果的に行うべきもの	1				2				指定管理者は、都営住宅等の敷地内の遊園施設の安全確保を図るため、指定管理者が設置する各窓口センターの巡回管理人が行う月１回の日常点検を実施している。なお、日常点検は、指定管理業務として定められている。 日常点検については、巡回管理人が月１回以上、遊具の劣化状況について点検を行うこととされており、異常を発見した場合には、管轄の窓口センターへ報告し、修繕等の対応を依頼することとなっている。 そこで、高ケ坂第２アパート（町田窓口センター管轄）の遊具及び日常点検の記録を確認したところ、監査日（令和５年１０月５日）現在、複数の遊具で、木ねじの突出や部品の欠落等の明らかな劣化があるにもかかわらず、直近の日常点検において異常なしと報告されていることが認められた。 これに関し、令和５年１月２０日に実施された当該遊具の定期点検の記録写真等を見たところ、監査時点と同様の劣化が既に発生していたことが見受けられた。このことについて、指定管理者の説明では、巡回管理人の所属する都営相談係には共有されなかったため、巡回管理人が定期点検結果を把握していなかったとのことである。 指定管理者は、定期点検の結果を有効活用し、巡回管理人による遊具の日常点検を適切かつ効果的に行われたい。	指定管理者は、令和５年１１月８日開催の窓口運営部管理職会で定期点検結果表を巡回管理人に配布するよう周知し、１１月下旬までに定期点検結果表を全窓口センターの各巡回管理人に配布した。町田窓口センターでは、令和５年１１月９日に巡回管理人に対して点検データの見方等を説明した。また、令和６年１月５日に開催した窓口運営部管理職会において全窓口センター所長等に対し本件を改めて周知し、この定期点検結果を活用し、巡回管理人による遊具の日常点検を確実に行うこととした。【１－エ】 指定管理者は、毎月行う日常点検に定期点検結果を反映させるため、巡回管理人が報告する日常点検表を令和６年１月２２日に改訂し、定期点検結果の内容を分かりやすく記載することとした。【２－ウ】
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ							
						○			◎								

93	住宅政策本部（東京都住宅供給公社）	長期化している不適正利用案件について、対応方針を決定し、計画的に取り組むべきもの	1				2				指定管理者は、都営住宅居住者の安全と良好な住環境を維持するために、各窓口センターに配置された巡回管理人による団地共用部分等の不適正利用状況の確認、指導等を行っている。巡回管理人が不適正利用を発見した場合は、「巡回管理業務マニュアル」及び「団地共用部及び未利用地不適正確認・指導業務処理要領（巡回管理人）」に基づき居住者への指導等を行っている。また、巡回管理人の指導によっても解決しない場合は、必要に応じて、本社の使用適正化係（公営住宅管理部）に引き継ぐこととしている。 そこで、目白窓口センターにおいて、不適正利用に対する居住者への指導等の対応について見たところ、監査日（令和５年１０月１６日）現在、長期にわたって解決していない事例が散見された。センターでは、毎月の巡回管理人訪問時に状況確認等を実施し、団地巡回業務を行う中で、注意文の貼付などを行うとともに、対象者への対面での指導等を行った事例もあるが、直近ではできておらず、不適正利用の解消に向けた進捗がない中で、使用適正化係への引継ぎなど、今後の対応方針も決まっていない状況である。 事例の中には、通路に私物が山積みになっており崩れる危険があるものや、多数のスプレー缶が共用部分に放置されている例など、安全上、問題があるような事例が見受けられる中、センターとしての対応方針が決まっていないことは適切でない。 指定管理者は、長期化している不適正利用案件について対応方針を決定し、計画的に取り組まれたい。	目白窓口センターは、令和５年１２月６日、避難障害物放置として長期にわたり指導を継続している事案１３件について状況確認や対応方針を検討する所内会議を開催した。当会議においては、２件の対応完了を確認、残り１１件については、２件を本社に引き継ぎ、９件は引き続き窓口センターが指導を継続する方針を決定した。 【１－エ】 指定管理者は、令和６年１月５日の窓口運営部管理職会において、全窓口センター所長等に対し、都営住宅業務フローＮｏ.１「苦情・相談」を示して対応の原則を確認するとともに、同フローで整理された公営住宅管理部使用適正化担当課と窓口センターとの役割分担に基づき、入居者指導が長期にわたる事案について、対応方針等を整理した上で所内会議を定期的（６月、１０月、２月）に開催し、状況に応じてその方針を見直すよう周知した。 【２－ウ、２－エ】
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ							
						○			◎	○							

| | | |

| | | |